



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市市税条例等の一部を改正する
 条例(第49号) 2025

◇川崎市余熱利用市民施設条例の一部
 を改正する条例(第50号) 2028

◇川崎市指定地域密着型サービスの事
 業の人員、設備及び運営の基準等に
 関する条例の一部を改正する条例
 (第51号) 2029

◇川崎市介護保険条例の一部を改正す
 る条例(第52号) 2029

◇川崎市保育園条例の一部を改正する
 条例(第53号) 2030

◇川崎市こども文化センター条例の一
 部を改正する条例(第54号) 2030

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営
 の基準に関する条例の一部を改正す
 る条例(第55号) 2031

◇川崎市放課後児童健全育成事業の設
 備及び運営の基準に関する条例の一
 部を改正する条例(第56号) 2031

◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す
 る条例(第57号) 2031

◇川崎市職員退職手当支給条例等の一
 部を改正する条例(第58号) 2032

規 則

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改
 正する規則(第53号) 2033

◇川崎市介護サービス事業者の指定等
 に関する規則の一部を改正する規則
 (第54号) 2036

◇川崎市建築基準法施行細則の一部を
 改正する規則(第55号) 2041

◇かわさき新産業創造センター条例の
 一部を改正する条例の施行期日を定
 める規則(第56号) 2041

◇かわさき新産業創造センター条例施
 行規則の一部を改正する規則(第57
 号) 2042

◇川崎市老人福祉法施行細則等の一部
 を改正する規則(第58号) 2044

◇川崎市自転車等の放置防止に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則
 (第59号) 2044

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第366号)..... 2044

◇道路区域の変更(第367号)..... 2045

◇道路区域の変更(第368号)..... 2045

◇道路の供用開始(第369号)..... 2045

◇道路区域の変更(第370号)..... 2045

◇道路の供用開始(第371号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 指定(第372号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 変更(第373号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 休止(第374号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 廃止(第375号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 指定(第376号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 変更(第377号)..... 2046

◇生活保護法等による指定介護機関の
 廃止(第378号)..... 2047

◇生活保護法等による指定施術機関の
 指定(第379号)..... 2047

◇生活保護法等による指定医療機関の
 指定(第380号)..... 2047

◇生活保護法等による指定施術機関の
 指定(第381号)..... 2047

◇生活保護法等による指定医療機関の
 変更(第382号)..... 2047

◇生活保護法等による指定医療機関の
 廃止(第383号)..... 2047

◇生活保護法等による指定医療機関の

辞退による廃止 (第384号).....	2047	◇落札者等の公示 (第335号).....	2084
◇地縁団体の告示事項の変更 (第385号).....	2047	◇一般競争入札の執行 (第336号).....	2085
◇議決された予算の公表 (第386号).....	2048	◇一般競争入札の執行 (第337号).....	2086
◇特定非営利活動法人の認定有効期間 の更新 (第387号).....	2049	◇一般競争入札の執行 (第338号).....	2088
◇自転車等の撤去と保管 (第388号).....	2049	◇一般競争入札の執行 (第339号).....	2090
◇地縁団体の告示事項の変更 (第389号).....	2050	◇落札者等の公示 (第340号).....	2091
◇地縁団体の告示事項の変更 (第390号).....	2050	◇一般競争入札の執行 (第341号).....	2092
◇市道路線の認定 (第391号).....	2050	◇一般競争入札の公告 (第342号).....	2094
◇道路区域の決定 (第392号).....	2051	税 告 告	
◇道路の供用開始 (第393号).....	2051	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 138号).....	2096
◇市道路線の廃止 (第394号).....	2052	◇納税通知書の公示送達 (第139号).....	2096
◇道路区域の変更 (第395号).....	2052	◇納期限変更告知書の公示送達 (第140 号)	2096
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第396号).....	2053	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第141 号)	2096
◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第 397号).....	2053	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 142号).....	2096
公 告		◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第143 号)	2096
◇条例環境影響評価書の公告 (第333号).....	2054	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第144 号)	2096
◇開発行為に関する工事の完了 (第334 号)	2054	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第145 号)	2097
◇一般競争入札の執行 (第335号).....	2054	◇督促状の公示送達 (第146号).....	2097
◇開発行為に関する工事の完了 (第336 号)	2059	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第147 号)	2097
◇一般競争入札の執行 (第337号).....	2059	上下水道局告示	
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第 338号).....	2063	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定 (第35号)	2097
◇一般競争入札の執行 (第339号).....	2070	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第36号)	2098
◇一般競争入札の執行 (第340号).....	2070	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第341号).....	2072	◇一般競争入札の執行 (第44号)	2099
◇一般競争入札の執行 (第342号).....	2073	◇一般競争入札の執行 (第45号)	2100
◇一般競争入札の執行 (第343号).....	2075	◇一般競争入札の執行 (第46号)	2100
◇一般競争入札の執行 (第344号).....	2076	◇一般競争入札の執行 (第47号)	2101
◇一般競争入札の執行 (第345号).....	2078	◇一般競争入札の執行 (第48号)	2103
◇一般競争入札の執行 (第346号).....	2079	交通局公告	
◇都市公園の供用開始 (第347号).....	2080	◇一般競争入札の執行 (第47号)	2105
◇開発行為に関する工事の完了 (第348 号)	2081	◇一般競争入札の執行 (第48号)	2106
◇一般競争入札の執行 (第349号).....	2081	交通局公告 (調達)	
◇川崎都市計画生産緑地地区の変更の 案の縦覧 (第350号).....	2082	◇落札者等の公示 (第 6 号)	2107
◇一般競争入札の執行 (第351号).....	2082	病院局公告	
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第352号).....	2083	◇一般競争入札の執行 (第28号)	2108
◇開発行為に関する工事の完了 (第353 号)	2084	病院局公告 (調達)	
公告 (調達)		◇落札者等の公示 (第 9 号)	2110
◇落札者等の公示 (第334号).....	2084		

教育委員会告示

◇教育委員会臨時会の招集(第18号)…………… 2110

人事委員会公告

◇平成30年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)採用試験の実施(第3号)…………… 2110

◇平成30年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)の実施(第4号)…………… 2117

区公告

◇住民票の職権消除(川崎区第63号)…………… 2128

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第64号)…………… 2128

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第65号)…………… 2128

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第66号)…………… 2128

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第67号)…………… 2129

◇住民票の職権消除(川崎区第68号)…………… 2129

◇介護保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第69号)…………… 2129

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(幸区第24号)…………… 2129

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第25号)…………… 2129

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第37号)…………… 2130

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第38号)…………… 2130

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第39号)…………… 2130

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第38号)…………… 2130

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第39号)…………… 2131

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第40号)…………… 2131

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第40号)…………… 2131

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第41号)…………… 2131

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第49号)…………… 2132

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第50号)…………… 2132

◇国民健康保険料に係る督促状の公示

送達(麻生区第35号)…………… 2132

◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第36号)…………… 2132

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第37号)…………… 2132

条 例

川崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第49号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例(川崎市市税条例の一部改正)

第1条 川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第73条第2項中「及び第466条」を「、第466条及び第466条の2」に改める。

第75条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

附則第8項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「3分の2」を「4分の3」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同号を同項第8号とし、同項第17号中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第16号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零

附則第8項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号中「3分の1」を「12分の7」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8項中第11号を第13号とし、同項第10号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1

附則第8項第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (10) 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1

附則第28項を附則第29項とし、附則第27項を附則第28項とし、附則第26項中「附則第24項第1号」を「附則第25項第1号」に改め、同項を附則第27項とし、附則第25項を附則第26項とし、附則第11項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、附則第10項の次に次の1項を加える。

(利便性等向上改修工事により改修実演芸術公演施設となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額の申告)

- 11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8項第18号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第19号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第20号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第75条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成27年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第5項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第12項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第13項の表を次のように改める。

前項	第12項
附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
指定日	平成31年10月1日
平成28年5月2日	同月31日
同年9月30日	平成32年3月31日

第6条 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中川崎市市税条例第62条の改正規定の次に次のように加える。

第62条の次に次の1条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第62条の2 法第445条第2項の規定により、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用の軽自動車等
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する軽自動車等
- (3) 血液事業の用に供する軽自動車等
- (4) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車等
- (5) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもの

第2条中川崎市市税条例附則第28項を附則第32項とし、附則第27項を附則第31項とする改正規定を次のように改める。

附則第29項を附則第35項とし、附則第28項を附則第34項とする。

第2条中川崎市市税条例附則第26項を改め、同項を附則第30項とし、附則第25項を附則第29項とし、附則第14項から附則第24項までを4項ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

附則第27項中「附則第25項第1号」を「附則第31項第1号」に改め、同項を附則第33項とし、附則第26項を附則第32項とし、附則第15項から附則第25項までを6項ずつ繰り下げる。

第2条のうち川崎市市税条例附則第13項(見出しを含む。)を改め、同項を附則第17項とする改正規定中「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第20項」に改める。

第2条中川崎市市税条例附則第12項の次に4項を加える改正規定を次のように改める。

附則第13項の次に次の6項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- 14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

- 15 市長は、当分の間、第62条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(日本赤十字社が所有するものに限る。)に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

- 16 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環

境性能割を課さない自動車(前項の自動車を除く。)に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

17 市長は、当分の間、第63条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

18 第63条の5に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の4様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

19 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第63条の3第2号	100分の2	100分の1
第63条の3第3号	100分の3	100分の2

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第8項のうち川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)附則第7項の改正規定中「新条例附則第13項」を「川崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第49号)第1条の規定による改正後の川崎市市税条例(以下「平成30年新条例」という。)附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第20項」に改める。

附則第8項のうち川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)附則第8項の改正規定中「新条例附則第13項」を「平成30年新条例附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第73条第2項及び第75条の改正規定並びに第5条並びに附則第8項から第10項までの規定
平成30年10月1日

(2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(3) 第3条及び附則第11項から第13項までの規定 平成32年10月1日

(4) 第4条及び附則第14項から第16項までの規定 平成33年10月1日

(5) 第1条中附則第8項第19号の次に1号を加える改正規定及び次項(第1条の規定による改正後の条例附則第8項第20号に係る部分に限る。)の規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
(固定資産税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の条例附則第8項第1号、第4号、第8号から第12号まで、第14号、第15号及び第20号の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年一部改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項第1号及び第3号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

8 平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

9 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた旧法第464条第1号の製造たばこ(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第1項に

規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(川崎市市税条例第73条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年一部改正法附則第23条第3項に規定する申告書を平成30年10月1日から同月31日までに市長に提出し、及び平成31年4月1日までにその申告した税額を納付しなければならない。
- 11 平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 12 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた平成30年一部改正法第1条の規定による改正後の地方税法第464条第1項第1号の製造たばこ(以下この項及び附則第15項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

13 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年一部改正法附則第25条第3項に規定する申告書を平成32年10月1日から同年11月2日までに市長に提出し、及び平成33年3月31日までにその申告した税額を納付しなければならない。

- 14 平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 15 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年一部改正法附則第26条第3項に規定する申告書を平成33年10月1日から同年11月1日までに市長に提出し、及び平成34年3月31日までにその申告した税額を納付しなければならない。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新条例附則第13項」を「川崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第49号)第1条の規定による改正後の川崎市市税条例(以下「平成30年新条例」という。)附則第14項」に改める。

附則第8項中「新条例附則第13項」を「平成30年新条例附則第14項」に改める。

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第50号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(2)個人利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個人利用料

	区 分		基本料金		超過料金	
	温水プール	堤根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間 まで	220円	超過時間 30分まで ごとに
3歳以上 15歳未満 の者 (中学生 を含む。)			50円		25円	
	王禪寺 余熱利用 市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間 まで	330円	超過時間 30分まで ごとに	110円
		3歳以上 15歳未満 の者 (中学生 を含む。)		330円		25円
トレーニングルーム	王禪寺 余熱利用 市民施設	20歳以上の者	1人1回 3時間 まで	330円	超過時間 1時間 までごと に	110円
		15歳以上 20歳未満 の者 20歳以上 の学生		330円		35円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第51号

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第3条中「である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第6条第1号中「規定する者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修

了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「規定する者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第52号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中第20号を第25号とし、第19号を第24号とし、第18号を第21号とし、同号の次に次の2号を加える。

(22) 法第115条の35第2項の規定に基づく同条第1項の規定による介護サービス情報の報告に係る公表1件につき 5,000円

政令第37条の2第1項に規定する介護サービス情報の報告に関する計画に従い複数の介護サービス情報の報告を一括して行うものとされている場合は、1件とみなす。

(23) 法第115条の35第3項の規定に基づく同条第1項の規定による介護サービス情報の報告に係る調査1件につき 20,000円

政令第37条の5第1項に規定する介護サービス情報の調査事務に関する計画に従い複数の介護サービス情報の調査を一括して行うものとされている場合は、1件とみなす。

第19条第1項中第17号を第20号とし、第13号から第16号までを3号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円

(14) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(15) 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の

申請に対する審査 1件につき 25,000円
 第19条第2項中「申請の」を「申請、報告又は調査の」
 に、「申請をする者」を「申請若しくは報告をする者又は調査を受ける者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第53号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号
川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号

を

川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号
-----------	------------------

に、

川崎市南平間保育園	川崎市中原区上平間1,183番地
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
川崎市ごうじ保育園	川崎市中原区上小田中6丁目34番36号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地
川崎市西高津保育園	川崎市高津区溝口5丁目15番4号

を

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地

に、

川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号
川崎市宮前平保育園	川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6

を

川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
----------	-------------------

に

川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号
川崎市白鳥保育園	川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号

を

川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号
-----------	-------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第54号

川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例

川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

川崎市北加瀬 子ども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号
---------------------	-------------------

を

川崎市北加瀬 子ども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号
川崎市小杉 子ども文化センター	川崎市中原区小杉町3丁目600番地

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第55号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第29条第4項中「心理学」を「、心理学」に改め、「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」を加える。

第40条第1号中「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。)」を加える。

第54条第2項第5号中「学校教育法」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第60条第4号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第9号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第96条第3号中「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第8号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第8項中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第56号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び

運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第9条第3項第5号中「社会福祉学」を「、社会福祉学」に改め、「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第57号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第19号中「別表第2 港湾環境整備施設等使用料」の次に「又は港湾環境整備施設等利用料」を加える。

第13条の2第1項中「第3条第1項」を「第3条各項」に改め、同条第3項中「(ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額)」を「(第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。))及び第5号については、当該各号により算出して得た額)」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 港湾環境整備施設等利用料

別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第13条、第13条の2関係)」に、「港湾環境整備施設等使用料」を「港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料」に改め、同表備考第3項中「の使用料」の次に「又は利用料金」を、「規定使用料」の次に「又は規定利用料」を加え、同表備考第4項中「設備使用料」の次に「又は設備利用料」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第58号

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の70」を「100分の67」に改め、同条第2号中「100分の140」を「100分の128.79」に改め、同条第3号中「100分の180」を「100分の178」に改め、同条第4号中「100分の130」を「100分の128」に改め、同条第5号中「100分の110」を「100分の108」に改め、同条第6号中「100分の102」を「100分の100」に改め、同条第7号中「100分の83」を「100分の81」に改める。

第4条第2号中「100分の140」を「100分の110.38」に改め、同条第3号中「100分の150」を「100分の149」に改め、同条第4号中「100分の180」を「100分の179」に改め、同条第5号中「100分の140」を「100分の138」に改め、同条第6号中「100分の120」を「100分の118」に改め、同条第7号中「100分の101.8」を「100分の99.8」に改める。

第5条第1項第2号中「100分の183.5」を「100分の158.88」に改め、同項第3号中「100分の209」を「100分の205」に改め、同項第4号中「100分の151」を「100分の148」に改め、同項第5号中「100分の79.3」を「100分の77.3」に改め、同条第2項第1号中「100分の130」を「100分の125.5」に改め、同項第2号中「100分の141.5」を「100分の120.78」に改め、同項第3号中「100分の180」を「100分の178」に改め、同項第4号中「100分の151」を「100分の149」に改め、同項第5号中「100分の79.3」を「100分の77.3」に改める。

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 前2項の場合において、移譲日の前日における県条例附則第19項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年神奈川県条例第49号)附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年

神奈川県条例第9号)附則第2条第1項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成19年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	45年	43年
第3条第1号	100分の75	100分の67
第3条第2号	100分の140	100分の128.79
第3条第3号	100分の240	100分の178
第3条第4号	100分の160	100分の128
第3条第5号	100分の125	100分の108
第3条第6号	100分の120	100分の100
第3条第7号	100分の110.6	100分の81
第4条第1項第1号	100分の100	100分の80
第4条第1項第2号	100分の145	100分の110.38
第4条第1項第3号	100分の195	100分の149
第4条第1項第4号	100分の245	100分の179
第4条第1項第5号	100分の170	100分の138
第4条第1項第6号	100分の125	100分の118
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の99.8
第4条第2項第1号	100分の115	100分の80
第4条第2項第2号	100分の148	100分の152.18
第4条第2項第3号	100分の223	100分の178
第4条第2項第4号	100分の248	100分の199
第4条第2項第5号	100分の175	100分の139
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の126
第5条第1項第1号	100分の130	100分の80
第5条第1項第2号	100分の150	100分の158.88
第5条第1項第3号	100分の250	100分の205
第5条第1項第4号	100分の180	100分の148
第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の77.3

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第3条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の54」を「100分の52」に、「100分の39」を「100分の38」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関

する条例（平成21年川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の31」を「100分の30」に改める。

（川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の31」を「100分の30」に改める。

（川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第6条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の31」を「100分の30」に改める。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

規 則

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第53号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

第55号様式の2	公共施設整備 認定申請書	法附則第15条の8 第1項、第2項
----------	-----------------	----------------------

を

第55号様式の2	削除
----------	----

に

第55号様式の4	宅地化農地確認 申請書	条例附則第11項
----------	----------------	----------

を

第55号様式の4	宅地化農地確認 申請書	条例附則第12項
----------	----------------	----------

に

第55号様式の7	宅地化農地認定 申告書	条例附則第11項
第55号様式の8	宅地化農地に係 る計画策定等の 期限延長申請書	条例附則第11項

を

第55号様式の7	宅地化農地認定 申告書	条例附則第12項
第55号様式の8	宅地化農地に係 る計画策定等の 期限延長申請書	条例附則第12項

に

第55号様式の 9の2	耐震基準適合 家屋申告書	条例附則第10項
----------------	-----------------	----------

を

第55号様式の 9の2	耐震基準適合 家屋申告書	条例附則第10項
第55号様式の 9の3	改修実演芸術 公演施設申告書	条例附則第11項

に改める。

別表第47号様式 (2) 中

	名 称	所 在 地
支店・出張所・工場等		電話() —
		電話() —
		電話() —
		電話() —
		電話() —

を

	名 称	所 在 地
支店・出張所・工場等		電話 () —
		電話 () —
		電話 () —
		電話 () —

第55号様式の2 削除

別表第55号様式の9注第4項中「第7条第7項」を「第7条第6項」に改める。

別表第55号様式の9の2注第3項中「第7条第14項」を「第7条第13項」に改め、同様式注第5項中「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「第7条第15項」を「第7条第14項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

添付書類	1	定款等の写し
	2	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
	3	株主等の名簿
	4	現物出資者名簿
	5	設立趣意書
	6	設立時の貸借対照表
	7	合併契約書の写し
	8	分割計画書の写し
	9	その他 ()

添付書類	1	定款等の写し
	2	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (注) 税務署提出分への添付は不要。
	3	株主等の名簿
	4	現物出資者名簿
	5	設立趣意書
	6	設立時の貸借対照表
	7	合併契約書の写し
	8	分割計画書の写し
	9	その他 ()

に改める。

別表第47号様式 (3) 中「整理欄」を「管理番号」に、

	名 称	所 在 地
支店・出張所・工場等		電話 ()
		電話 ()
		電話 ()
		電話 ()

	名 称	所 在 地
支店・出張所・工場等		電話 ()
		電話 ()
		電話 ()

に改める。

別表第55号様式の2を次のように改める。

第55号様式の9の3

改修実演芸術公演施設に係る 固定資産税
都市計画税 減額申告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
納税義務者 氏名又は名称 印
電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設に該当するため同項の減額措置の対象である旨を、同条第2項に基づき、次のとおり申告します。

対象 家屋の 表示 備考	所 在			
	家 屋 番 号			
	種 類 及 び 構 造		床 面 積	m ²
	家 屋 の 用 途	<input type="checkbox"/> 劇 場 <input type="checkbox"/> 集 会 場	<input type="checkbox"/> 演 芸 場 <input type="checkbox"/> 公 会 堂	
	建 築 年 月 日	年 月 日	利便性等向上改修 工事に要した費用	
	利便性等向上改修 工事完了年月日	年 月 日	円	
備考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の11第1項に規定する固定資産税又は都市計画税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第2項に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 この申告書は、利便性等向上改修工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

4 この申告書は、利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類及び地方税法施行規則附則第7条の2に規定する書類を添付して提出してください。

別表第55号様式の11注第5項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改める。

別表第55号様式の12注第5項中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

別表第55号様式の13注第4項中「第7条第11項各号」を「第7条第10項各号」に改める。

別表第55号様式の14注第5項中「第7条第12項各号」を「第7条第11項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則別表第55号様式の2は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第1項に規定する貸家住宅及び当該期間内に新築された同条第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第54号

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則(平成24年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第94条第1項」の次に「、第107条第1項」を加える。

第4条第1項中「及び第94条の2第1項」を「、第94条の2第1項及び第108条第1項」に改める。

第6条中「第99条」の次に「、第113条」を加える。

第8条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第94条第2項」の次に「及び第107条第2項」を加え、「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」を「開設許可事項変更許可申請書」に改める。

第9条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第95条」の次に「及び第109条」を加え、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「管理者承認申請書」に改める。

第10条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第98条第1項第4号」の次に「及び第112条第1項第4号」を加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「広告事項許可申請書」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条中「第104条の2」の次に「、第114条の7」を加え、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「(第10号様式)」を「(第13号様式)」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(介護医療院のエックス線装置設置の届出等)

第11条 法第114条の8において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定による届出は、設置に係るものにあつては介護医療院エックス線装置設置届出書(第10号様式)により、変更に係るものにあつては介護医療院エックス線装置設置届出事項変更届出書(第11号様式)により、廃止に係るものにあつては介護医療院エックス線装置廃止届出書(第12号様式)により行うものとする。

第1号様式中

施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			

を

施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			

に改める。

第2号様式中

施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			

を

施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			
	介護医療院			

に改める。

第4号様式中

「

施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		

」

を

施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
	介護医療院		

」

に改める。

第7号様式中「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」を「開設許可事項変更許可申請書」に、「介護老人保健施設の」を「(介護老人保健施設・介護医療院)の」に改める。

第8号様式中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「管理者承認申請書」に、「介護老人保健施設の」を「(介護老人保健施設・介護医療院)の」に、「介護保健施設」を「介護老人保健施設(介護医療院)」に改める。

第9号様式中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「広告事項許可申請書」に改め、「次のとおり、」の次に「(介護老人保健施設・介護医療院)の」を加える。

第10号様式を第13号様式とする。

第9号様式の次に次の3様式を加える。

第10号様式

介護医療院エックス線装置設置届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

管理者 住所
氏名

印

電話番号

次のとおり、エックス線装置を設置したので届け出ます。

介護保険事業所番号						
区	分	新規・更新・移設・その他()				
名	称	病床	有(床)・無			
所	在	地	電話			
エ ッ ク ス 線 装 置	製 作 者 名					
	型 式					
	台 数					
	エックス線 高電圧発生 装置の定格 出力	連 続	K V	m A		
		短時間	K V	m A	S e c	
		蓄放式	K V	μ F		
	管球の型式及び数					
	用 途		透視・断層撮影・C T・乳房撮影・位置決定用・直接撮影・間 接撮影・歯科用(一般・全がく・)・その他()			
使用診療室名						
エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の 防止に関する構造設備及び予防措置の概要						
療 エ ッ ク ス 線 技 師	氏 名	資 格	登 録 年 月 日	エックス線診療に関する経歴 及び登録番号		
設 置	年 月 日	年 月 日				

第11号様式

介護医療院エックス線装置設置届出事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

管理者 住所

氏名

印

電話番号

次のとおり、エックス線装置設置届出事項を変更したので届け出ます。

介護保険事業所番号		
名 称			
所 在 地	電話		
変更内容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日	年	月	日

第12号様式

介護医療院エックス線装置廃止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

管理者 住所
氏名

印

電話番号

次のとおり、エックス線装置を廃止したので届け出ます。

介護保険事業所番号		
名 称			
所 在 地	電話		
廃止したエックス線装置	製 作 者 名		
	型式、台数(個数)及び用途		
	廃止時における放射性同位元素の数量(Bq)		
	廃 止 の 理 由		
	廃止後の処分方法		
	廃 止 年 月 日	年	月
廃止後のエックス線診療室の用途			

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第55号

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第13条の表を次のように改める。

	ア 建築物の種類	イ 工事の種類	ウ 提出図書
1	工事の着手前に地質調査等の調査が必要なもの	くい打ち工事又は基礎工事	地質調査報告書、 載荷試験報告書 その他図書
2	全ての種類	特殊構造及び特殊工法による工事	各種施工計画書

第13条に次の1項を加える。

- 次の表ア欄に掲げる建築物又は工作物の工事のうち、市長が指定するものに係る建築物又は工作物について、当該建築物又は工作物の工事施工者は、それぞれ同表イ欄に掲げる工事に着手する日の3日前（同表の1の項に掲げる工事にあつては、7日前）までに、市長に同表ウ欄に掲げる計画書又は概要書を提出しなければならない。

	ア 建築物又は工作物の種類	イ 工事の種類	ウ 提出図書
1	高さが10メートルを超える山留め工事を必要とするもの（建築主事が特に指定するものに限る。）	山留め工事	山留め工事施工計画書
2	高さが3メートルを超える山留め工事を必要とするものであって、その敷地内の地面の高低差が3メートルを超えるもの（1の項に掲げるものを除く。）	山留め工事	山留め工事等施工計画概要書
3	深さが3メートルを超える根切り工事を必要とするものであって、その敷地内の地面の高低差が3メートルを超えるもの（前2項に掲げるものを除く。）	根切り工事	山留め工事等施工計画概要書

第14条第1項の表以外の部分中「建築主事が」を「建築主事（山留め工事又は根切り工事にあつては、市長。以下この条において同じ。）が」に改め、「文書で」を削り、同項の表中

「

すべての規模	すべての構造	
		1 山留め工事を始めるとき。 2 特殊構造及び特殊工法による工事を始めるとき。

」

を

「

全ての規模	全ての構造	
		1 山留め工事又は根切り工事を始めるとき。 2 山留め工事又は根切り工事が終わるとき。 3 特殊構造及び特殊工法による工事を始めるとき。

」

に改め、同条第3項中「文書で」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年8月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知が行われた建築物又は工作物については、なお従前の例による。

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 6月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第56号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例（平成29年川崎市条例第16号）の施行期日は、平成31年1月1日とする。

かわさき新産業創造センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第57号

かわさき新産業創造センター条例施行規則
の一部を改正する規則

かわさき新産業創造センター条例施行規則（平成14年川崎市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「一時利用研究室」の次に「、会議室」を加え、同条第5項第1号中「1月」を「1週間」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 会議室を利用しようとする場合にあつては、利用日の4月前（条例第7条第1項の許可を受けていない者（国又は地方公共団体を除く。）が会議室を利用しようとする場合にあつては、利用日の2月前）から利用日までの間に申請することができる。

第8条第2項中「若しくは一時利用研究室」を「、一時利用研究室若しくは会議室」に、「又は一時利用研究室」を「、一時利用研究室若しくは会議室又は設備」に改める。

第9条中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 一般社団法人
(6) 一般財団法人
(7) 公益社団法人
(8) 公益財団法人

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第2項中「若しくは一時利用研究室」を「、一時利用研究室若しくは会議室」に、「3月」を「1月」に改め、「、一時利用研究室」の次に「若しくは会議室」を加え、同条第3項中「これらの規定中」を「第1項中」に改め、「までに」の次に「とあり、及び前項中「その1月前までに」」を加え、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（条例第7条第6項の規則で定める要件）

第10条 条例第7条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 条例第7条第1項の許可を受けていない者（国又は地方公共団体を除く。）が条例第3条第2号から第4号までに掲げる事業を行うために利用するものであること。
(2) 国又は地方公共団体が条例第3条第2号から第4号までに掲げる事業を推進するために利用するものであること。

第2号様式（表面）を次のように改める。

第2号様式

(表面)

かわさき新産業創造センター新事業事務室等利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先 担当者名

電話

次のとおり申請します。

利用 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
利用 施設	新事業事務室	新事業事務室A	<input type="checkbox"/> 140m ² ～150m ²	<input type="checkbox"/> 180m ² ～200m ²
		新事業事務室B	<input type="checkbox"/> 20m ² ～ 40m ²	<input type="checkbox"/> 80m ²
		新事業事務室C	<input type="checkbox"/> 40m ² ～ 50m ²	<input type="checkbox"/> 90m ² ～100m ²
		新事業事務室D	<input type="checkbox"/> 30m ² ～ 40m ²	
		新事業事務室E	<input type="checkbox"/> 40m ² ～ 50m ²	<input type="checkbox"/> 100m ² ～110m ²
		<input type="checkbox"/> 新事業事務室 (15m ² 未満)		
	新事業研究室 1・ クリーンルーム (ナノ・マイクロ 産学官共同研究施設)	<input type="checkbox"/> 新事業研究室1-A	40m ² ～ 50m ²	
		<input type="checkbox"/> 新事業研究室1-B	40m ² ～ 50m ²	
		<input type="checkbox"/> 新事業研究室1-C	m ²	
		<input type="checkbox"/> クリーンルーム	m ²	
	新事業研究室 2 (産学交流・研究 開発施設)	新事業研究室2-A	<input type="checkbox"/> 30m ² ～ 59m ²	<input type="checkbox"/> 60m ² ～ 79m ²
			<input type="checkbox"/> 80m ² ～ 99m ²	<input type="checkbox"/> 100m ² ～140m ²
	新事業研究室2-B	<input type="checkbox"/> 70m ² ～ 79m ²	<input type="checkbox"/> 80m ² ～ 90m ²	
備考				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2号様式(表面)の改正規定及び次項の規定は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第58号

川崎市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(川崎市老人福祉法施行細則の一部改正)

- 第1条 川崎市老人福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

(川崎市母子保健法施行細則の一部改正)

- 第2条 川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

第12号様式記入上の注意第3項を削る。

(川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部改正)

- 第3条 川崎市結核児童療育給付事務取扱細則(昭和47年川崎市規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

第2号様式記入上の注意第3項を削る。

(川崎市児童福祉法施行細則の一部改正)

- 第4条 川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考第3項第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の川崎市母子保健法施行細則及び第3条の規定による改正前の川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用すること

ができる。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第59号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和62年川崎市規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表宮崎台駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第3施設	川崎市宮前区宮崎2丁目10番2
------	-----------------

」

を

「

第3施設	川崎市宮前区宮前平3丁目1番1先
------	------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告

示

川崎市告示第366号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年6月19日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する

休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

川崎市告示第367号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月19日から平成30年7月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島第64号線	川崎市多摩区中野島3丁目1440番1先 川崎市多摩区中野島3丁目1442番1先	2.73	2.45	
新	中野島第64号線	川崎市多摩区中野島3丁目1440番1先 川崎市多摩区中野島3丁目1442番1先	2.73 ~ 4.60	2.45	
旧	中野島第66号線	川崎市多摩区中野島3丁目1440番1先 川崎市多摩区中野島3丁目1438番1先	2.73	2.48	
新	中野島第66号線	川崎市多摩区中野島3丁目1440番1先 川崎市多摩区中野島3丁目1438番1先	2.73 ~ 3.82	2.48	

川崎市告示第368号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月19日から平成30年7月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先 川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.19 ~ 18.47	14.27	
新	殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先 川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	18.19 ~ 18.47	14.27	転回広場

川崎市告示第369号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月19日から平成30年7月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
殿町第39号線	川崎市川崎区殿町3丁目102番21先 川崎市川崎区殿町3丁目102番21先	転回広場

川崎市告示第370号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月19日から平成30年7月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	西生田第77号線	川崎市多摩区西生田3丁目6497番4先 川崎市多摩区西生田3丁目6497番4先	1.82	23.15	
新	西生田第77号線	川崎市多摩区西生田3丁目6497番3先 川崎市多摩区西生田3丁目6497番2先	2.91	23.15	

川崎市告示第371号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月19日から平成30年7月3日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月19日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
西生田第77号線	川崎市多摩区西生田3丁目6497番3先 川崎市多摩区西生田3丁目6497番2先	

川崎市告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同

法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第385号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたの

で、平成27年川崎市告示第331号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

蔵敷団地親和会

(2) 事務所の所在地

川崎市宮前区菅生5丁目18番8号

(3) 代表者の氏名

小嶋 聰

(4) 代表者の住所

川崎市宮前区犬蔵1丁目18番15号

2 変更事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

(新)

(旧)

氏名 小嶋 聰

杉田 幸雄

住所 川崎市宮前区犬蔵

川崎市宮前区犬蔵

1丁目18番15号

1丁目20番12号

川崎市告示第386号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成30年6月4日招集の平成30年第2回川崎市議会定例会において、平成30年6月21日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成30年6月25日

川崎市長 福田紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

議案第102号

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,548,371千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円	千円	千円
		125,790,604	53,030	125,843,634
	2 国庫補助金	21,025,697	50,000	21,075,697
	3 委託金	570,386	3,030	573,416
20 寄附金		278,096	100,000	378,096
	1 寄附金	278,096	100,000	378,096
21 繰入金		63,429,496	118,059	63,547,555
	1 基金繰入金	59,918,330	118,059	60,036,389
24 市債		53,041,000	217,000	53,258,000
	1 市債	53,041,000	217,000	53,258,000
歳入合計		732,060,282	488,089	732,548,371

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 こども未来費		千円 111,421,691	千円 175,000	千円 111,596,691
	1 こども青少年費	44,551,083	100,000	44,651,083
	2 こども支援費	66,870,608	75,000	66,945,608
5 健康福祉費		145,735,418	3,030	145,738,448
	9 保健衛生施設費	915,574	3,030	918,604
12 消 防 費		16,391,111	310,059	19,701,170
	1 消 防 費	16,391,111	310,059	19,701,170
歳 出 合 計		732,060,282	488,089	732,548,371

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線整備事業費	平成31年度	千円 317,024

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
消防施設整備事業	千円 1,170,000	千円 217,000	千円 1,387,000
地方債総合計	53,041,000	217,000	53,258,000

川崎市告示第387号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第44条第1項の規定により特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつの認定有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田紀彦

1 名称

特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつ

2 代表者の氏名

水谷 晶子

3 主たる事務所の所在地

川崎市高津区溝口3丁目15番8号

4 当該認定の有効期間

平成30年7月8日～平成35年7月7日

川崎市告示第388号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

川崎市告示第389号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成28年川崎市告示第629号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桜本1丁目町内会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市川崎区桜本1丁目11番地

(3) 代表者の氏名

山口 良春

(4) 代表者の住所

川崎市川崎区桜本1丁目7番8号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山内 昭伍」を「山口 良春」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市川崎区桜本1丁目6番16号」を「川崎市川崎区桜本1丁目7番8号」に改める。

川崎市告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成29年川崎市告示第346号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

出来野町町内会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市川崎区大師河原2丁目4662番11

(3) 代表者の氏名

倉形 政宏

(4) 代表者の住所

川崎市川崎区出来野11-1

2 変更事項及びその内容

主たる事務所の所在地

「川崎市川崎区大師河原2丁目4662番11」を「川崎市川崎区大師河原2丁目3番15号」に改める。

川崎市告示第391号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20	小杉町第207号線	中原区小杉町2丁目276番1先	
		中原区小杉町2丁目283番2先	
21	小杉町第208号線	中原区小杉町2丁目228番1先	
		中原区小杉町2丁目227番5先	
22	久地第147号線	高津区久地4丁目729番2先	
		高津区久地4丁目730番7先	
23	宮崎第154号線	宮前区宮崎6丁目3番1先	
		宮前区宮崎6丁目3番95先	
24	野川第517号線	宮前区野川1252番3先	
		宮前区野川1259番103先	
25	野川第518号線	宮前区野川1259番103先	
		宮前区野川1259番81先	
26	菅生第829号線	宮前区菅生2丁目1981番65先	
		宮前区菅生2丁目1981番70先	
27	登戸第356号線	多摩区登戸1594番10先	
		多摩区登戸1594番15先	

28	長尾 第175号線	多摩区長尾4丁目175番1先 ----- 多摩区長尾4丁目175番14先	
29	長尾 第176号線	多摩区長尾4丁目175番7先 ----- 多摩区長尾4丁目175番11先	
30	生田 第270号線	多摩区生田7丁目2827番3先 ----- 多摩区生田7丁目2863番7先	
31	金程 第107号線	麻生区金程1丁目411番5先 ----- 麻生区金程1丁目411番15先	
32	東百合丘 第158号線	麻生区東百合丘4丁目7346番185先 ----- 麻生区東百合丘4丁目7346番178先	
33	王禅寺西 第2号線	麻生区王禅寺西4丁目2315番8先 ----- 麻生区王禅寺西4丁目1628番66先	
34	岡上 第177号線	麻生区岡上510番9先 ----- 麻生区岡上510番203先	
35	栗平 第44号線	麻生区栗平1丁目9番23先 ----- 麻生区栗平1丁目9番19先	

川崎市告示第392号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月26日から平成30年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 ----- 終 点	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
20	小杉町 第207号線	中原区小杉町2丁目 276番1先 ----- 中原区小杉町2丁目 283番2先	9.00 ~ 9.95	104.40	
21	小杉町 第208号線	中原区小杉町2丁目 228番1先 ----- 中原区小杉町2丁目 227番5先	9.00	98.46	
22	久地 第147号線	高津区久地4丁目729 番2先 ----- 高津区久地4丁目730 番7先	5.50	36.17	
23	宮崎 第154号線	宮前区宮崎6丁目3番 1先 ----- 宮前区宮崎6丁目3番 95先	5.00	75.53	

24	野川 第517号線	宮前区野川1252番3先 ----- 宮前区野川1259番103 先	6.00 ~ 7.21	247.62	
25	野川 第518号線	宮前区野川1259番103 先 ----- 宮前区野川1259番81先	6.00	85.61	
26	菅生 第829号線	宮前区菅生2丁目1981 番65先 ----- 宮前区菅生2丁目1981 番70先	6.00	39.32	
27	登戸 第356号線	多摩区登戸1594番10先 ----- 多摩区登戸1594番15先	4.50	31.89	
28	長尾 第175号線	多摩区長尾4丁目175 番1先 ----- 多摩区長尾4丁目175 番14先	6.00 ~ 7.69	55.50	
29	長尾 第176号線	多摩区長尾4丁目175 番7先 ----- 多摩区長尾4丁目175 番11先	6.00	23.54	
30	生田 第270号線	多摩区生田7丁目2827 番3先 ----- 多摩区生田7丁目2863 番7先	4.00 ~ 4.56	43.05	
31	金程 第107号線	麻生区金程1丁目411 番5先 ----- 麻生区金程1丁目411 番15先	4.50	30.60	
32	東百合丘 第158号線	麻生区東百合丘4丁目 7346番185先 ----- 麻生区東百合丘4丁目 7346番178先	4.50	31.65	
33	王禅寺西 第2号線	麻生区王禅寺西4丁目 2315番8先 ----- 麻生区王禅寺西4丁目 1628番66先	6.00 ~ 11.39	100.16	
34	岡上 第177号線	麻生区岡上510番9先 ----- 麻生区岡上510番203先	3.72 ~ 5.16	232.17	
35	栗平 第44号線	麻生区栗平1丁目9番 23先 ----- 麻生区栗平1丁目9番 19先	6.00	20.13	

川崎市告示第393号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成30年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月26日から平成30年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年 6月26日

道路の種類 市道

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
20	小杉町 第207号線	中原区小杉町2丁目276番1先		
		中原区小杉町2丁目283番2先		
21	小杉町 第208号線	中原区小杉町2丁目228番1先		
		中原区小杉町2丁目227番5先		
22	久 地 第147号線	高津区久地4丁目729番2先		
		高津区久地4丁目730番7先		
23	宮 崎 第154号線	宮前区宮崎6丁目3番1先		
		宮前区宮崎6丁目3番95先		
24	野 川 第517号線	宮前区野川1252番3先		
		宮前区野川1259番103先		
25	野 川 第518号線	宮前区野川1259番103先		
		宮前区野川1259番81先		
26	菅 生 第829号線	宮前区菅生2丁目1981番65先		
		宮前区菅生2丁目1981番70先		
27	登 戸 第356号線	多摩区登戸1594番10先		
		多摩区登戸1594番15先		
28	長 尾 第175号線	多摩区長尾4丁目175番1先		
		多摩区長尾4丁目175番14先		
29	長 尾 第176号線	多摩区長尾4丁目175番7先		
		多摩区長尾4丁目175番11先		
30	生 田 第270号線	多摩区生田7丁目2827番3先		
		多摩区生田7丁目2863番7先		
31	金 程 第107号線	麻生区金程1丁目411番5先		
		麻生区金程1丁目411番15先		
32	東百合丘 第158号線	麻生区東百合丘4丁目734番185先		
		麻生区東百合丘4丁目734番178先		
33	王禅寺西 第2号線	麻生区王禅寺西4丁目2315番8先		
		麻生区王禅寺西4丁目1628番66先		
34	岡 上 第177号線	麻生区岡上510番9先		
		麻生区岡上510番203先		
35	栗 平 第44号線	麻生区栗平1丁目9番23先		
		麻生区栗平1丁目9番19先		

川崎市告示第394号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
36	菅 生 第108号線	宮前区菅生5丁目1315番先		
		宮前区菅生5丁目1313番2先		
37	菅 生 第141号線	宮前区菅生1丁目1969番4先		
		宮前区菅生1丁目1968番先		
38	神木本町 第168号線	宮前区神木本町2丁目1769番3先		
		宮前区神木本町2丁目1795番2先		
39	中野島 第67号線	多摩区中野島3丁目1440番1先		
		多摩区中野島3丁目1442番1先		
40	栗 平 第27号線	麻生区栗平1丁目9番6先		
		麻生区栗平1丁目9番7先		
41	古 沢 第32号線	麻生区古沢231番1先		
		麻生区古沢229番1先		

川崎市告示第395号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年6月27日から平成30年7月11日まで一般の縦覧に供します。

平成30年 6月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	古 沢 第19号線	川崎市麻生区古沢3037番 川崎市麻生区古沢232番1先	7.50	10.52	
新	古 沢 第19号線	川崎市麻生区古沢3030番1先 川崎市麻生区古沢3030番1先	5.20 ～ 5.97	10.52	
旧	古 沢 第29号線	川崎市麻生区古沢266番1先 川崎市麻生区古沢233番2先	1.82	58.56	
新	古 沢 第29号線	川崎市麻生区古沢266番1先 川崎市麻生区古沢233番2先	1.82	24.07	

川崎市告示第396号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年6月29日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

- ア 市長 6件
- イ 教育委員会 2件

(2) 外部提供

- ア 市長 15件

- イ 上下水道事業管理者 1件
 - ウ 消防長 1件
 - エ 教育委員会 7件
- 2 届出書
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第397号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から適用する。

平成30年6月29日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地

名称		利用区分	位置	面積
川崎コンテナ	1級荷さばき地	一般利用	川崎区東扇島92番地	平方メートル 63,546
		専用利用	〃	40,190
	2級荷さばき地	専用利用	〃	21,180
2級荷さばき地		一般利用	川崎区千鳥町	22,966
			川崎区東扇島(92番地を除く。)	166,039
		専用利用	川崎区千鳥町	251,987
			川崎区東扇島	92,565
			川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
			川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

を

名称		利用区分	位置	面積
川崎コンテナ	1級荷さばき地	一般利用	川崎区東扇島92番地	平方メートル 36,527
		専用利用	〃	40,190
	2級荷さばき地	専用利用	〃	26,200
2級荷さばき地		一般利用	川崎区千鳥町	22,966
			川崎区東扇島(92番地を除く。)	166,039
		専用利用	川崎区千鳥町	251,987
			川崎区東扇島	92,565
			川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
			川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

に改める。

公 告

川崎市公告第333号

(仮称) 東扇島物流施設計画に係る条例環境
影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条
令第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の
提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、
その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則
(平成12年川崎市規則第106号)第32条に定める事項に
ついて次のとおり公告します。

平成30年 6月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

条例環境影響評価書について

- 1 指定開発行為者
所在地：東京都中央区日本橋一丁目4番1号
名 称：RW東扇島特定目的会社
代表者：取締役 須貝 信
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称(仮称) 東扇島物流施設計画
(2) 種類大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市川崎区東扇島21番地、23番地1号
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的 物流施設の建設
(2) 内容 延べ面積：約677,490㎡
- 5 指定開発行為の施行期間
平成30年度～平成37年度
- 6 条例評価書の要旨
第1章 指定開発行為の概要
第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境
の特性
第3章 環境影響評価項目の選定等
第4章 環境影響評価
第5章 環境保全のための措置
第6章 環境配慮項目に関する措置
第7章 環境影響の総合的な評価
第8章 事後調査計画
第9章 関係地域の範囲
第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指
定開発行為者の見解
第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行
為者の見解
第12章 その他
- 7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び

時間

- (1) 場所
川崎区役所、川崎区役所大師支所、
環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
- (2) 期間
平成30年6月18日(月)から
平成30年7月17日(火)まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第334号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

平成30年 6月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平三丁目2368番2
ほか3筆の一部
1,018平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市都筑区中川1-21-20
デックス株式会社
代表取締役社長 野尻 英樹
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年11月13日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第104号

川崎市公告第335号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 6月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 河原町ふれあいデイサービスセンター解体撤去及び土壌汚染対策工事
	履 行 場 所 川崎市幸区河原町1丁目36番地
	履 行 期 限 契約の日から平成31年 3月15日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</p> <p>(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(エ) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積300㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事」の完工実績（元請に限る。）を平成15年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>(オ) 環境大臣が指定する土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年7月18日17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	---

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平3丁目1番地先
	履 行 期 限 契約の日から平成32年7月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(エ) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「内空断面積4㎡以上のプレキャストボックスカルバート河川水路工事」の完工実績（元請に限る。）を平成15年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099

入札日時等	平成30年7月18日17時00分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
(案件3)	
競争入札に付する事項	件 名 菅馬場谷特別緑地保全地区斜面安定整備工事
	履行場所 川崎市多摩区菅馬場2丁目地内
	履行期限 契約の日から平成32年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注し、次の①または②の完工実績(元請に限る)を、平成15年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>①施工地域が「市街地地域(D I D)」で、法面の代表直高(垂直高)が10m以上、主たる工法が「法枠工」または「アンカー工」または「地山補強土工」による法面工事</p> <p>②施工地域が「市街地地域(D I D)」で、法面の代表直高(垂直高)が10m以上、主たる工法が「アンカー工」または「地山補強土工」による地滑り防止工事</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年7月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」</p> <p>アドレスhttp://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内都市計画道路荻宿小田中線(Ⅲ期)ポンプ場築造工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月住吉町地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年7月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内市道久末鷺沼線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬5丁目18番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	平成30年7月2日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第336号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年6月19日

川崎市長 福田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区久末字梅ヶ久保625番1

ほか2筆の一部

613平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区小台一丁目20番地1

株式会社 プラザハウス

代表取締役 柳 英明

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：4戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年1月26日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第139号

平成30年5月10日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第20号(変更)

川崎市公告第337号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月20日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	臨港中学校消火設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町2丁目11番22号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「消火栓設備」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年7月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所	川崎市川崎区下並木50番地
	履行期限	契約の日から平成31年2月22日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年7月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	生田緑地枳形山展望台舞台改修工事
	履行場所	川崎市多摩区枳形6丁目26番1
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (10) 木造で、延床面積50㎡以上の1棟からなる建築物の新築、改築又は増築工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年7月20日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場水産棟ほか1棟空調設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限	契約の日から平成30年12月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年7月20日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	特別養護老人ホームこだなか空調設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
	履行期限	契約の日から平成31年1月18日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年7月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市平和館屋上防水改修その他工事
	履行場所 川崎市中原区木月住吉町33番1号
	履行期限 契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年7月9日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 多摩生活環境事業所外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市多摩区柘形1丁目14番1号
	履行期限 契約の日から平成31年3月15日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年7月18日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第338号

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成30年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市新本庁舎整備事業に係る
条例環境影響評価審査書

平成30年6月

川崎市

目 次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 土壌汚染

ウ 緑（緑の質、緑の量）

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

オ 廃棄物等

（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

カ 景観（景観、圧迫感）

キ 日照障害

ク テレビ受信障害

- ケ 風害
- コ 地域交通 (交通混雑、交通安全)
- サ 温室効果ガス

- (3) 環境配慮項目に関する事項
- (4) 事後調査に関する事項

- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
- 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

はじめに

川崎市新本庁舎整備事業 (以下「指定開発行為」という。) は、川崎市 (以下「指定開発行為者」という。) が、川崎区宮本町1番地ほかの約0.8haの区域において、建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度を前提として、新たな本庁舎 (地上25階+免震層、地下2階) を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例 (以下「条例」という。) に基づき、平成28年3月10日に環境配慮計画書を提出し、平成29年4月7日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書 (以下「条例方法書」という。) を提出した。その後、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成30年1月19日に条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会 (以下「審議会」という。) に諮問し、平成30年6月14日に答申を得た。

市ではこの答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書 (以下「条例審査書」という。) を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

- (1) 指定開発行為者
 - 名 称：川崎市
 - 代表者：川崎市長 福田 紀彦
 - 住 所：川崎市川崎区宮本町1番地
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
 - 名 称：川崎市新本庁舎整備事業
 - 種 類：高層建築物の新設 (第1種行為)
大規模建築物の新設 (第2種行為)
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項及び15の項に該当)
- (3) 指定開発行為を実施する区域
 - 位 置：川崎区宮本町1番地ほか
 - 区域面積：約7,830㎡
 - 用途地域：商業地域
- (4) 計画の概要

- ア 目的
川崎市新本庁舎の整備
- イ 土地利用計画

区 分	面 積	割 合
計画建築物	約4,355㎡	約55.6%
緑化地	約360㎡	約4.6%
広場・歩道状空地・アプローチ	約2,525㎡	約32.2%
車路	約70㎡	約0.9%
道路 (歩行者専用道路)	約310㎡	約4.0%
道路 (拡幅部)	約210㎡	約2.7%
合 計	約7,830㎡	100.0%

ウ 建築計画等

項 目	諸 元
開発区域面積	約7,830㎡ (新本庁舎敷地：約6,000㎡ 第2庁舎跡地広場：約1,310㎡ 道路等：約1,520㎡)
建築面積	約4,355㎡ (建ぺい率：約73%)
延べ面積	約63,200㎡
容積対象床面積	約54,400㎡ (容積率：約907%)
建物高さ	塔屋等を含む最高高さ約116m
建物階数	地上25階+免震層、地下2階
建物構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造
主要用途	庁舎 (事務所)
駐車台数	約160台
駐輪台数	約80台
緑被率	約21.6%

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、川崎市新本庁舎の整備であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時における風害対策等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められるとともに川崎市が行う事業であることを踏まえ、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素 (日平均値の年間98%値) が0.044ppm、浮遊粒子状物質 (日平均値の年間2%除外値) が0.047mg/m³で、いずれも環境基

準(二酸化窒素:0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化窒素が0.197ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値(0.1ppm~0.2ppm)を満足し、浮遊粒子状物質は0.0814mg/m³で、環境基準(0.20mg/m³以下)を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.042mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低公害・低燃費車の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.042mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

冷暖房施設等の設置に伴う二酸化窒素の長期将来濃度の最大値は、地上1.5m及び計画地近隣の建築物の高さ等を考慮した地上45mともに0.039ppmであり、環境基準を満足すると予測している。さらに、可能な限り低NO_x型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いこと、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、計画地周辺は高層建築物の建設が可能な地域であり、計画地の近隣で新たに高層マンション等が建設された場合には、新本庁舎の屋上からの排出ガスの影響を受けやすいことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 土壌汚染

新本庁舎敷地では、地歴調査の結果、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定

する特定有害物質等の取り扱いがあったことから土壌調査を行ったが、汚染は確認されなかったとしている。第2庁舎跡地広場の敷地については、過去に地下1階の電気室にPCBを含有する機器が設置されていた可能性があるため、今後、関係法令に基づき適正に地歴等の調査を実施し、その結果に応じて土壌調査を実施するとしている。土壌調査の結果、汚染が確認された場合には、対策範囲を明確にした上で、掘削除去処理等の対策を選定し、許可を受けた汚染土壌処理業者に委託することから、適正に処理・処分されると予測している。さらに、汚染土壌を搬出する際には「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を遵守するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えることはないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては市関係部署と協議すること。

ウ 緑(緑の質、緑の量)

(ア) 緑の質

本事業における主要植栽予定樹種は、計画建築物による風や日影並びに屋上緑化における乾燥に耐える耐風性・耐陰性・耐乾性のある樹種を組み合わせる植栽する計画であることから、計画地及びその周辺地域の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約205m³と予測している。植栽基盤の適否については、地下部分を掘削し、埋戻しをする範囲は礫等異物の除去を行い、緑化地となる部分は、透水層を確保しつつ良質な客土により必要土壌量を上回る土壌に入れ替え、また、屋上緑化部分は排水層や灌水設備を設けることから、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測している。さらに、維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本事業における緑被率は新本庁舎敷地で約

20.1%、第2庁舎跡地広場で約37.1%、計画地全体で約21.6%であり、目標値(新本庁舎敷地の20%以上、第2庁舎跡地広場の30%以上、計画地全体の15%以上)をそれぞれ満足し、植栽本数についても、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、新本庁舎敷地では敷地外周の歩道状空地に緑を配置するとともに屋上緑化等を計画し、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出することにより、緑の量の確保を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は67.2デシベルとなり、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、No.1の地点において67.2デシベル、No.2において59.3デシベルとなり、環境保全目標(No.1:70デシベル以下、No.2:65デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、No.1において67.0デシベル、No.2において59.3デシベル及びNo.3において56.9デシベルとなり、環境保全目標(No.1:70デシベル以下、No.2及びNo.3:65デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルの敷地境界における最大値は、地上1.2mで27.0デシベル、騒音レベルが最大となる高さで48.7デシ

ベルとなり、環境保全目標(昼間:65デシベル以下、朝・夕:60デシベル以下、夜間:50デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型の機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は67.4デシベルで、環境保全目標(75デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、建設機械による負荷を極力少なくするよう、施工方法や手順等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、昼間51.1デシベル、夜間51.0デシベルで、環境保全目標(昼間:70デシベル以下、夜間:65デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

施設関連車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、昼間51.1デシベル、夜間51.0デシベルで、環境保全目標(昼間:70デシベル以下、夜間:65デシベル以下)を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 廃棄物等

(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)

(ア) 一般廃棄物

供用時に新本庁舎の行政機能から発生する事業系一般廃棄物の発生量は約291,864kg／年であり、そのうち古紙は再資源化を図ることにより、再資源化率は約85％と予測し、その他の廃棄物は焼却処分を行う計画としている。新本庁舎内の店舗から発生する事業系一般廃棄物の発生量は約3,779kg／年と予測し、川崎市の許可を受けた業者等に委託し、適切に処理・処分する計画としている。さらに、新本庁舎の地下2階に事業系一般廃棄物の保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事に発生する産業廃棄物は、解体工事で約14,948 t（がれき類：約13,767 t、金属くず：約963 t等）、新築工事で約2,149 t（がれき類：約859 t、木くず：約285 t等）、建設汚泥が約20,202m³と予測している。これらは産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して処理・処分するとともに再資源化を行い、再資源化量は解体工事で約14,763 t（再資源化率：約99％）、新築工事で約1,949 t（再資源化率：約91％）、建設汚泥が約13,899m³（再資源化率：約69％）と予測している。さらに、解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」等に基づき、飛散・流出等がないよう、適正に処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時に新本庁舎の行政機能等から発生する産業廃棄物は約20,904kg／年（廃プラスチック類：約14,112kg／年、金属くず：約3,432kg／年等）で、再資源化量は約14,424kg／年（再資源化率：約69％）と予測している。排水の再利用設備から発生する汚泥の発生量は約56.6m³／年、店舗から発生する産業廃棄物は約873kg／年と予測し、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託し、適正に処理する計画としている。さらに、新本庁舎の地下2階に産業廃棄物の保管施設を設

置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、石綿が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(ウ) 建設発生土

工事に発生する建設発生土は約64,101m³であり、計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全て法令等に基づき、許可を得た処分地に搬出して適正に処理するとしている。さらに、場外搬出に当たっては飛散・流出等が生じないように、出入口でのタイヤ洗浄及び荷台にシートカバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、建設発生土の処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景観（景観、圧迫感）

本事業の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、計画地内の景観構成要素は、中層建築物から超高層建築物に変化すると予測している。計画建築物は川崎府中線の北側では周辺の建築物と比較して高い建築物となるが、川崎府中線の南側や川崎駅周辺には超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成していることなどから、計画建築物は都心部の都市景観を構成する要素のひとつとして突出するものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないとして予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、中景域においては、計画建築物の超高層棟が周辺の既存の超高層建築物とともに都心部の都市景観を形成し、近景域においては、高層部の眺望は変化するが、低層部の眺望は、広場や歩道状空を整備し、高木等による緑化を行うことで潤いが感じられる街並みを形成し、また、旧本庁舎の川崎府中線に面する外観の一部を復元棟として創建当時の姿に復刻することで、都市の記憶が継承されると予測している。

さらに、計画建築物の周囲に広場や歩道状空を整備するとともに、高木や大景木を配置し、潤いが感じられる都市景観を形成するなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な都市景観が形成されるとしている。

圧迫感について、地点A、B、C、Dの4地点の形態率は、約27.9%～71.4%が約44.8%～82.3%となり、現況と比較して形態率は増加し、地点Eは、45.0%が35.2%となり、形態率は減少することから、地点A、B、C、Dでは圧迫感を感じやすくなり、地点Eでは圧迫感が軽減すると予測している。また、新本庁舎の外壁位置は、旧本庁舎の外壁位置より後退させ、特に中高層部は3～10m程度後退させて圧迫感の軽減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。

キ 日照阻害

本事業の実施に伴う冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物は550棟であり、このうち日影時間1時間未満が328棟、1時間以上2時間未満が164棟、2時間以上3時間未満が32棟、3時間以上4時間未満が18棟、4時間以上5時間未満が3棟、5時間以上6時間未満が2棟、6時間以上7時間未満が2棟、7時間以上8時間未満が0棟、8時間が1棟と予測している。また、計画建築物の周囲に空地や広場を設けることにより、可能な範囲で日影の影響を低減させるなどの環境保全のための措置を講ずることから、都心部の商業地域における住環境に著しい影響を与えないとしているが、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ク テレビ受信障害

計画建築物によるテレビ受信障害の影響範囲について、地上デジタル放送の遮蔽障害は発生し、受信障害範囲に位置する建物は、東京スカイツリーの広域局で36棟、横浜局の県域局で65棟、衛星放送で50棟と予測している。これに対して、計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化しないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ 風害

計画建築物の出現により、主風向である北北西及び南南西の風における風向・風速の状況は、計画地に隣接する道路沿いを中心に変化すると予測している。計画地及び計画地近傍の風環境は、防風対策を講じる対策後においては、全体としておおむねランク2又はランク1となり、また、ランク3が予測される地点についても解体前と比較して風環境に大きな変化はなく、許容される風環境であると予測している。さらに、建物周囲に空地を設ける、各階に必要な設備等のスペースを集約し効率化を図ることで主風向に対する見付面積を縮小する等により、風の影響をなるべく低減するように配慮した建物配置及び形状とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風対策を確実に実施すること。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中における交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク時間帯において、工事用車両が走行する車線混雑度は最大0.845、交差点需要率は最大0.565で、円滑な交通量の処理が可能とされる道路の車線混雑度1.0及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、工事の実施に当たっては、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

供用時における交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時間帯において、施設関連車両が走行する車線混雑度は最大0.823、交差点需要率は最大0.564であり、車線混雑度1.0及び交差点需要率0.9を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

工事中及び供用時における交通安全については、車両の主な走行経路にはおおむね植栽（ガードレール含む）やマウントアップ歩道が設置され

ており、歩車分離が図られていることから、歩行者の安全は確保できると予測している。さらに、工事用車両の出入口付近には、交通整理員を配置し、歩行者や自動車の安全な通行を確保するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量は、地点cを除く全ての地点でサービス水準A（自由歩行）が確保されると予測している。また、サービス水準B（やや制約）となる地点c（28.69人/m・分）においても、サービス水準A（～27人/m・分）と比較してわずかに上回った程度であり、当該歩道に面して新本庁舎敷地側に歩道状空地を整備することにより、歩行者空間を充実させるため、支障はないと予測している。さらに、砂子4号線の一部を拡幅整備し、本事業の関連事業として計画地の反対側に歩道を新設するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量が一部の地点でサービス水準Bとなることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

サ 温室効果ガス

本事業における温室効果ガス排出量は、約3,235t-CO₂/年で、その削減の程度は約9.9%と予測している。さらに、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）の最高ランクであるS評価の取得を目指し、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、地球温暖化対策については、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の目標達成に向けて、市は率先して温室効果ガスの削減に取り組む必要があることから、削減効果の高い手法を十分に検討し、率直的な計画となるよう、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置につい

ては、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「産業廃棄物」、供用時の「緑の質」及び「風害」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成28年3月10日	環境配慮計画書の受領
3月17日	環境配慮計画書公告、縦覧開始
4月15日	環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り
	意見書の提出 1名、1通
5月11日	環境配慮計画見解書の受領
5月18日	環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
6月1日	環境配慮計画見解書縦覧終了
6月6日	市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
7月12日	審議会から市長に環境配慮計画書について答申
7月19日	環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
平成29年4月7日	指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
4月14日	条例方法書公告、縦覧開始
5月29日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
	意見書の提出 1名、1通
6月26日	市長から審議会に条例方法書について諮問
8月4日	審議会から市長に条例方法書について答申
8月9日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
平成30年1月19日	条例準備書の受領
1月26日	条例準備書公告、縦覧開始
3月12日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り
	意見書の提出 1名、1通
3月26日	条例見解書の受領
4月2日	条例見解書公告、縦覧開始

5月15日 市長から審議会に条例準備書について諮問

6月14日 審議会から市長に条例準備書について答申

6月21日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成28年6月6日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）

7月11日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）

平成29年6月26日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）

8月1日 審議会（条例方法書答申案審議）

平成30年5月15日 審議会（条例準備書事業者説明及び審議）

6月13日 審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第339号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	学校給食用食器
	履行場所	川崎市立小学校、支援学校及び健康給食推進室
	履行期限	平成30年8月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「日用品雑貨」種目「食器・陶磁器類」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成20年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受照明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階）	
入札日時等	平成30年8月6日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第340号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月22日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 公共基準点補正測量(その2)委託
	履 行 場 所 川崎市幸区、川崎区管内
	履 行 期 限 平成31年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 次の各要件を満たす者を配置すること。</p> <p>(ア) 主任技術者及び委託業務代理人として、測量士の資格取得後、基準点測量に関し1年以上の実務経験を有する者(1名)、もしくは地理空間情報専門技術(測量専門技術)基準点測量(2級以上)の認定を有する者(1名) なお、主任技術者と委託業務代理人の兼務は可能とする。</p> <p>(イ) その他の技術者として、測量士または測量士補の資格取得後、基準点測量に関し1年以上の実務経験を有する者(3名) ただし、「基準点測量」とは基本測量(高度地域基準点測量、国土調査に伴う基準点(四等三角点設置)測量、基準点改測、三角点改測、高度基準点測量、地域基準点測量)及び公共測量(1級基準点測量、街区基準点(街区三角点)測量、2級基準点測量)を対象とします。 (用地測量、路線測量、現地測量、街区点測量等に含まれる基準点測量は対象外です。)</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成30年7月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 平成30年度 一般国道409号(小杉工区)道路改良事業 建物調査等委託その1
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町3丁目地内
	履 行 期 限 90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成25年度以降に、同時に2か所以上の営業補償の算定を行った、移転補償金算定業務の履行完了実績を有すること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097

入札日時等	平成30年7月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第341号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 焼却灰運搬及び資源化处理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1ほか1か所
- (3) 履行期間 契約日から平成30年12月28日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、埋立処分場の延命化を目的とした焼却灰の資源化方法を検討するための実証実験として、浮島処理センター及び王禅寺処理センターで発生した飛灰と主灰の混合灰を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、本市が指定する保管場所から受託者の処理施設まで運搬し、無害化及び資源化处理(熔融)を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、焼却灰運搬及び資源化处理業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可(熔融)を取得していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)に関する書類を提出してく

ださい。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 小林、佐藤
電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
平成30年6月25日(月)から平成30年6月29日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の許可証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年7月6日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年7月6日(金)
9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成30年7月6日(金)から平成30年7月10日(火)9時から17時まで(土曜、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年7月17日(火)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付
します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加
資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載
をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成30年7月23日(月)
11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をも
って有効な入札を行った者を
落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち
に再入札を行います。(開札
に立ち会わない者は、再入札
に参加の意思がないものとみ
なします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除
ただし、川崎市契約規則第33
条各号に該当する場合は免除
といたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心
得等は、入札情報かわさき([http://www.city.](http://www.city.kawasaki.jp/233300/)

kawasaki.jp/233300/)の「契約関係規定」から閲
覧できます。

(4) その他

本業務の一部を協力会社で行う場合は、予め本市
と覚書を締結するものとします。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第342号

入 札 公 告

平成30年6月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

PM2.5シーケンシャルサンプラー保守点検業務
委託

(2) 履行場所

田島測定局

(川崎区田島町20番5号(測定局屋上)) 2台

池上測定局(川崎区池上町3番) 2台

高津測定局(高津区溝口1丁目6番10号
(建物屋上)) 2台

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年10月12日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「施設維持管理」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模
の委託契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視課 高垣(技術仕様関係)
事業推進課 仙石(契約事務関係)
電 話 044-276-9001
F A X 044-288-3156
E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成30年6月25日(月)から平成30年6月29日(金)まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(1)の期間に、3(2)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年7月10日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年7月10日(火)午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年7月10日(火)から平成30年7月13日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年7月18日(水)に、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

平成30年8月6日(月)午前11時

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧

することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3 (1) に同じ。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第343号

入 札 公 告

平成30年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
浮遊粒子状物質測定装置賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
池上自動車排出ガス測定局(川崎区池上町3)1台
- (3) 履行期間
平成31年1月1日から平成37年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点をもち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
川崎市環境局環境総合研究所
地域環境・公害監視課 今野(技術仕様関係)
事業推進課 仙石(契約事務関係)
電 話 044-276-9001
F A X 044-288-3156
E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

- ア 配布・提出日
平成30年6月25日(月)から

平成30年6月29日(金)まで

- イ 配布・提出時間
午前9時から正午まで及び
午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの
(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年7月10日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年7月10日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年7月10日(火)から
平成30年7月13日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年7月18日(水)に、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成30年8月6日(月)午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額

について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第344号

入 札 公 告

平成30年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大気汚染物質測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

高津一般環境大気測定局

(高津区溝口1-6-10)

1台

宮前一般環境大気測定局

(宮前区宮前平3-14-1)

1台

(3) 履行期間

平成31年1月1日から平成37年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点を持ち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。

(5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 今野(技術仕様関係)

事業推進課 仙石(契約事務関係)

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成30年6月25日(月)から平成30年6月29日(金)まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び
午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの
(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年7月10日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年7月10日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成30年7月10日(火)から
平成30年7月13日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年7月18日(水)に、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成30年8月6日(月)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階

(1) 入札保証金

免除とします

(2) 開札の日時

7(1)アに同じ

(3) 開札の場所

7(1)イに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第345号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市勤労者福祉共済ハードウェアの賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市経済労働局労働雇用部（川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル6階）及び川崎市役所第3庁舎8階サーバールーム（川崎市川崎区東田町5-4）
- (3) 履行期間
平成30年10月1日から平成35年9月30日まで
- (4) 調達物品の概要
「仕様書」による

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、〔種目「事務機器」〕に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去（10年程度）に本市その他の官公庁において類似する契約を締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ、この調達物品について確実に納入することができること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 申込方法
入札説明書に添付の「競争参加申込書」を持参により提出
- (2) 配布・提出場所

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電 話 044-200-2275

F A X 044-200-3913

メールアドレス：28roudou@city.kawasaki.jp

(3) 配布・提出期間

平成30年6月25日（月）から平成30年6月29日（金）まで

（土日祝日を除く、午前9時～正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 書類及び様式の配布

入札説明書（競争参加申込書の様式も含まれます。）及び仕様書は、3(2)の場所において平成30年6月25日（月）から平成30年6月29日（金）まで縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。（土日祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードできます。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出したものには、次により、競争参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合には、電子メールにて配信します。

(1) 場所

3(2)に同じ

(2) 日時

平成30年7月2日（月）午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(2)に同じ

(2) 受付期間

平成30年7月3日（火）から平成30年7月9日（月）午後5時まで（土日祝日を除く、午前9時～正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(2)の問合せ先まで電子メール又はF A Xにて送付してください。また、当該質問の要旨を問合せ先に電話で説明してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答については、平成30年7月11日（水）午後5時までに、競争参加確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xで行います。

6 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品が仕様書に合致することを示すため、納入予定の物品の商品説明書(カタログ等)を平成30年7月18日(水)午後5時までに3(2)の場所に提出しなければなりません。また、参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し、説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき及び提出をしなかったとき。

8 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

賃貸借期間中のハードウェア賃借料(導入、設定、撤去等を含む。詳細は仕様書に記載)、ハードウェア保守料、及び別途川崎市が契約している勤労者福祉共済システムソフトウェアの保守料(代理回収とします。)の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。また、入札書は持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年7月20日(金)午後2時

イ 場所

経済労働局会議室

(川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル6階)

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

10 その他

(1) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができることとします。また、上記解除に伴い、損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他、問合せ窓口は上記3(2)と同じです。

川崎市公告第346号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道上小田中56号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上小田中6丁目42番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参加資格	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年7月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道生田2号線道路冠水対策工事
	履行場所	川崎市多摩区生田3丁目15番地先
	履行期限	契約の日から170日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年7月9日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第347号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成30年6月25日

川崎市長 福田紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
1	野川中耕地 つつじ公園	宮前区土橋 2丁目6-17	別図	356	遊戯施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。
(別図省略)

川崎市公告第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平三丁目282番1
ほか6筆の一部
1,090平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区片平3丁目296番1
有限会社 新富住宅
代表取締役 網倉 清

- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年1月29日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第140号

平成30年5月8日

川崎市指令 ま宅審（イ）第16号

川崎市公告第349号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎市民プラザ非常放送設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
	履行期限	契約の日から平成30年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気通信」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年7月25日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	麻生休日急患診療所冷暖房設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番3号
	履行期限	契約の日から平成31年1月18日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年7月18日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第350号

川崎都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成30年6月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分

- 川崎市 多摩区 登戸地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎隣り 明治安田生命川崎ビル5階)
川崎市経済労働局都市農業振興センター
(高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)
 - 4 縦覧期間
平成30年6月28日から平成30年7月12日まで

川崎市公告第351号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月29日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中原区内道路維持(側溝・柵清掃)委託
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限	平成31年1月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。 (6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。 (7) バキューム車を保有または調達することが可能な者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成30年7月31日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 平成30年度川崎市地盤変動調査精密水準測量委託
	履行場所 川崎市管内
	履行期限 平成31年3月22日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成30年7月31日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第352号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次
のとおり公告します。

平成30年6月29日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年6月22日	NPO法人 新川崎放送協会	加藤 寛理 出浦 啓介	川崎市多摩区西生田 3丁目6番6号 宮下ハイツ308	この法人は、広く一般市民に対して、ラジオ放送（超短波の周波数を用いた地上基幹放送及びインターネット回線を用いた放送）に関する事業や地元企業や店舗等の協力のもと、地域住民の方々の生活をより豊かなものにするファンクラブの運営及びイベント事業等を行い、地域経済の活性化、地域内コミュニケーションのさらなる促進に寄与することを目的とする。
平成30年6月25日	NPO法人 子育て支えあいネットワーク満	三橋 麻衣	川崎市中原区井田3丁目 29番2号	この法人は、子ども及び子育てに携わる保護者、子育てを支援する諸団体等に対して、親子が集える居場所の運営や、子育てに関する地域の情報収集・発信等の子育て支援に関する事業を行い、地域で互いに子育てを支えあうコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

川崎市公告第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年6月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅四丁目953番1
668平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境二丁目2番2号
株式会社 飯田産業
代表取締役 兼井 雅史
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年3月22日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第167号

公 告（ 調 達 ）**川崎市公告（調達）第334号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
コンテナ載荷版の購入 一式
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
横浜港埠頭 株式会社
代表取締役社長 櫻井 文男
横浜市中区山下町2番地
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
70,095,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年4月25日

川崎市公告（調達）第335号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成30年度制度改正のための生活保護システム改修委託

- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年5月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通 株式会社 川崎支店
支店長 佐々木 智瑞
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
- 5 契約金額
33,665,328円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第336号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
武蔵小杉駅周辺における健康づくりを通じた
コミュニティ形成事業実施委託
 - (2) 履行場所
中原区内
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成31年2月28日まで
 - (4) 委託概要
大規模マンション住民を中心とする武蔵小杉駅周
辺地域の区民に対し、健康づくりをテーマとした顔
の見える関係を作る機会を提供し、コミュニティの
必要性・有効等の意識に関する調査を行うとともに、今後の大規模マンションに関するコミュニティ
形成手法について検討を行うものです。
詳細は、委託仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務
委託有資格業者名簿」の業種「調査・測定」、種目
「その他の調査・測定」に登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及

- び問い合わせ先
入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競
争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布場所
〒211-8570
川崎市中原区小杉町3-245
中原区役所まちづくり推進部地域振興課
担当 稲葉、工藤
電話 044-744-3282
 - (2) 配布・提出期間
平成30年7月10日(火)から平成30年7月17日
(火)までとします(9時から12時まで及び13時か
ら17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝
日を除く)。
 - (3) 提出場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
郵送又は持参(いずれの場合も、平成30年7月17
日(火)17時までに中原区役所まちづくり推進部地
域振興課に到着する必要があります。)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のう
ち参加資格があると認められた者には、平成29・30年
度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メー
アドレスに平成30年7月20日(金)までに送付します。
ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で
直接交付します。
 - (1) 交付場所 3(1)に同じ
 - (2) 交付日時 平成30年7月20日(金)
13時から17時まで
 - 5 仕様に関する問い合わせ
 - (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ
 - (2) 質問受付期間
平成30年7月10日(火)から平成30年7月17日
(火)17時までとします。
 - (3) 問い合わせ方法
質問については、「質問書」の様式に必要事項を
記入し、郵送又は持参の方法で中原区役所まちづく
り推進部地域振興課に提出してください。
回答は平成30年7月20日(金)までに、全社あて
に電子メールにて送付します。
 - 6 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等

について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8パーセント)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

平成30年7月26日(木) 10時00分

イ 入札・開札の場所

中原区役所5階503会議室

(3) 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、提出してください。なお、郵送は認められません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(5) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 関連情報入手するための窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第337号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度緊急地震速報館内放送設備連動改修事前調査業務委託

(2) 履行場所

川崎区砂子1-9-3ほか 計60箇所

(3) 履行期間

契約日から平成30年9月28日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設等において、施設利用者や職員へ、緊急地震速報を初めとする防災情報を迅速に提供する機能を実現するため、デジタル方式の同報系防災行政無線戸別受信機と館内放送設備を接続するために必要となる、事前調査と報告書の作成を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体に

において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856 (直通)、FAX 044-200-3972、E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年7月10日（火）から7月18日（水）までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年7月19日（木）の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年7月23日（月）午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年7月10日（火）から7月24日（火）までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年7月25日（水）午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。）

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年7月27日（金）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年7月30日（月）

午前11時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法
持参とします。

(4) 入札保証金
免除とします。

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しな
ければなりません。

(2) 契約書作成の要否
必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧
することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
できます。

川崎市公告(調達)第338号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度戸別受信機更新事前調査業務委託

(2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第3庁舎ほか 200箇所

(3) 履行期間
契約日から平成30年10月22日まで

(4) 業務概要
本市の公共施設や住民組織代表者宅等に設置して
いるアナログ方式同報系防災行政無線戸別受信機
(以下、「アナログ戸別受信機」という。)を、デジ
タル方式同報系防災行政無線戸別受信機(以下、「デ
ジタル戸別受信機」という。)に更新するため、必
要な事前調査と報告書の作成を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種
「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体に
おいて、無線設備や放送設備に関する類似の契約を
締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持
参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856(直通)、FAX 044-

200-3972、E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年7月10日(火)から7月18日(水)ま
での午前8時30分から午後5時まで及び平成30年7
月19日(木)の午前8時30分から正午までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午
から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年7月23日(月)午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年7月10日(火)から7月24日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年7月25日(水)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵 送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年7月27日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問

に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年7月30日(月)
午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第339号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
帰宅困難者一時滞在施設用無線機等の賃貸借
- (2) 履行場所
川崎市高津区下作延2-8-1
高津区役所ほか17箇所
- (3) 履行期間
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- (4) 業務概要
入札説明書による。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び電子機器、通信機器等に関する同規模のリース契約の実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 問い合わせ先

〒210-8577

神奈川県川崎市川崎区宮本町1

川崎市総務企画局危機管理室 担当：木内

電 話 044-200-3553

ファックス 044-200-3972

メー ル 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の”物品”-「入札公表・財政局」に掲載いたしますので、ダウンロードしてください。また、(1)の場所にて配布もいたします。

提出期間は、平成30年7月10日(火)から平成30年7月17日(火)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日と祝日を除きます。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 日時

平成30年7月20日(金)

午後1時00分から午後5時まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の”物品”-「入札公表・財政局」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない方には、申出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録してい

る場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

なお、入札説明会は実施いたしません。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年7月10日(火)から7月23日(月)
午前8時30分から午後5時までの間とします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはファックスに限ります。
電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
ファックス 044-200-3972

(5) 回答方法

平成30年7月25日(水)に、全社あてに文書(電子メールまたはファックス)で送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います(入札書は4の一般競争入札参加資格確認通知書とともに配布いたします)。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

イ 入札は5年間のリース総額で行います。入札者は見積ったリース月額額の108分の100に相当する金額に60を乗じた額により入札してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年7月30日(月) 午前10時

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎 7階 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除(2(4)の条件を満たす必要があるため。)

(2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第340号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び数量

(1) 高規格救急自動車

(2) 消防ポンプ自動車

(3) 救助工作車(Ⅱ型)

(4) 電源車

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

(1)(3)(4) 平成30年6月21日

(2) 平成30年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 神奈川日産自動車 株式会社 法人営業部

部長 加山 悟志

横浜市磯子区坂下町1-1

(2) 株式会社 野口ポンプ製作所

代表取締役 野口 和秀

東京都墨田区菊川一丁目13番14号

(3) 帝商 株式会社 横浜営業所

所長 寺本 安孝

横浜市神奈川区二ツ谷町1番地8

(4) 日本機械工業 株式会社 本社営業部

部長 鈴木 薫

東京都八王子市中野上町2丁目31番1号

5 落札金額 (消費税及び地方消費税を除く。)

(1) 70,648,920円

(2) 61,620,618円

(3) 138,013,029円

(4) 79,211,169円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月10日

川崎市公告(調達)第341号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

がん検診受診勧奨に係わる封書、はがき等の作成、封入封緘及び発送業務委託

(2) 履行場所

健康増進課指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年1月31日

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その

他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 過去2箇年間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数5万件以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電話 044(200)2431

FAX 044(200)3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

平成30年7月10日(火)から平成30年7月17日(火)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

イ 実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に平成30年7月20日(金)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年7月23日(月)から平成30年7月25日(水)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年7月30日(月)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 平成30年8月8日(水)午後1時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階会議室

12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8(消費税及び地方消費

税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第342号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市後期高齢者医療システム機器更新に関わるサーバ機器等の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 他

(3) 履行期限

平成36年4月30日限り

(4) 調達概要

川崎市後期高齢者医療システムサーバ機器、クライアント端末の賃貸借及び保守詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「リース」で種目「事務用品」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年7月18日(水)までに行うこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 平成27・28・29年度に官公庁においてOA機器に関する契約実績(消費税及び地方消費税込で1件1,000万円以上)があること。

3 入札説明書、仕様書の閲覧

次により、入札説明書等を閲覧することができます。

ア 閲覧場所

〒210-8570

川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課

担当:尾鷲・原

電話 044-200-3487(直通)

イ 閲覧期間

平成30年7月10日(火)から平成30年7月18日(水)までの午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとします。(ただし、

土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

4 競争参加申込書の提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面(実績表)を提出しなければなりません。

一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面(実績表)の様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8570

川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課

担当:尾鷲・原

電話 044-200-3487(直通)

(2) 提出期間

平成30年7月10日(火)から平成30年7月18日(水)までの午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

(3) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記4により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を交付します。

(1) 交付場所

3アに同じ

(2) 交付日時

平成30年7月26日(木)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を送付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 質問受付場所

3アに同じ

(2) 質問受付期間

平成30年7月26日(木)から平成30年8月3日(金)までの午前9時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40tyojyu@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成30年8月8日(水)までに全社へ文書(電子メール)で送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は、上記1(1)の契約金額の総額で行います。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。
- エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札書の提出日時

- ア 入札日時 平成30年8月22日(水)午前11時00分
- イ 入札場所 3アに同じ

(3) 入札書の提出方法

持参または郵送とします。

郵送による場合の入札書の宛先は3アとし、送付期限は平成30年8月21日(火)午後5時必着とします。なお、郵送による入札を行う場合は、「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便により送付してください。また、郵送した日に上記3アの担当まで必ず連絡をしてください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行なうことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所及び「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができることとします。
- (3) 発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとします。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定めることとします。
- (4) 詳細は入札説明書によります。
- (5) 関連情報入手するための窓口 3アに同じ
- (6) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

The contract for the lease and maintenance of servers and other necessary equipment for the Kawasaki City Medical Care System for Older Senior Citizens information system. For more information "in the tender documentation."

(2) Time-limit for tender:11:00 A.M. , August, 22, 2018

(3) Contact point for the notice:

kawasaki city office
Longevity and welfare medical care Section
Insurance medical department
health and welfare bureau
8. higasida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, kanagawa 210-8570 , japan
TEL:044 - 200 - 3487

(4) Language and currency used in the contract formalities must be in the Japanese language and currency.

税 公 告

川崎市税公告第138号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月14日

川崎市市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第139号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月15日

川崎市市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数 ・ 備考
平成 30年度	軽自動車税	全期分	平成30年 7月2日 全期分	計160件
平成30年度 (平成29年 度課税分)	市民税 ・ 県民税 (普通徴収)	5月 随時分	平成30年7月2 日 (5月随時分)	計9件

(別紙省略)

川崎市税公告第140号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年

川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第141号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

川崎市市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第142号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

川崎市市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第143号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

川崎市市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第144号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号)第10条の規定により公告します。
 なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第145号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第146号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

(別紙省略)

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成30年7月10日	計4件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成30年7月10日	計15件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	平成30年7月10日	計2件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随時分	平成30年7月10日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	平成30年7月10日	計1件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成30年7月10日	計4件
平成29年度	軽自動車税	全期分	平成30年7月10日	計1件
平成29年度	軽自動車税	6月随時分	平成30年7月10日	計1件
平成29年度	法人市民税	10月随時分	平成30年7月10日	計1件

川崎市税公告第147号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第35号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年6月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第1614号
氏名又は名称 株式会社藤美住設
住 所 神奈川県藤沢市西俣野230番地の3
代表者氏名 西山 陽子
指定年月日 平成30年6月27日
- 2 指定番号 第1615号
氏名又は名称 東京ガス横浜中央エネルギー株式会社
住 所 横浜市西区伊勢町3丁目148番地
代表者氏名 小室 元次
指定年月日 平成30年6月27日
- 3 指定番号 第1616号
氏名又は名称 株式会社真功工業
住 所 横浜市南区永田東2丁目40番10号
代表者氏名 浦瀬 真吾
指定年月日 平成30年6月27日

川崎市上下水道局告示第36号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成30年6月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第189号
氏名又は名称 山羽工業株式会社
住 所 神奈川県藤沢市渡内2丁目2番7号
代表者氏名 (新) 山根 格
(旧) 山根 博正
変更年月日 平成30年4月1日
- 2 指定番号 第866号
氏名又は名称 株式会社ピーアイコーポレーション
住 所 (新) 横浜市緑区中山町190番地
(旧) 横浜市緑区中山町308番地11
代表者氏名 折田 浩一
変更年月日 平成30年5月12日
- 3 指定番号 第1101号
氏名又は名称 S A S株式会社
住 所 横浜市南区井土ヶ谷下町28番地8
代表者氏名 (新) 太田 康之

(旧) 佐藤 康

- 4 指定番号 第1183号
氏名又は名称 菊永建設株式会社
住 所 (新) 相模原市南区下溝3065番地1
(旧) 相模原市南区麻溝台4丁目
6番32号
代表者氏名 菊永 秀樹
変更年月日 平成29年10月5日
- 5 指定番号 第1186号
氏名又は名称 大和建设工業株式会社
住 所 (新) 相模原市中央区上溝3丁目20
番14-101号
(旧) 相模原市中央区上溝4417番地
12
代表者氏名 箭川 孝広
変更年月日 平成26年8月1日
- 6 指定番号 第1400号
氏名又は名称 金杉設計
住 所 (新) 横浜市神奈川区橋本町2丁目
5番地3 S E-1304
(旧) 東京都世田谷区太子堂5丁目
5番6号
ビーネサイネリア308
代表者氏名 関口 光太郎
変更年月日 平成30年4月5日
- 7 指定番号 第1513号
氏名又は名称 株式会社双管
住 所 (新) 東京都調布市佐須町2丁目1
番地6
(旧) 東京都調布市布田5丁目22番
地3ハイクレスト調布201
代表者氏名 吉田 寿美雄
変更年月日 平成30年4月30日
- 8 指定番号 第1543号
氏名又は名称 フジクス株式会社
住 所 川崎市川崎区貝塚1丁目8番2号
代表者氏名 (新) 竹之内 英
(旧) 細田 次郎
変更年月日 平成30年5月1日

上下水道局 告 告

川崎市上下水道局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	入江崎総合スラッジセンター建設電気その29工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成33年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 下水道施設において、特別高圧の受変電設備更新工事における製作・据付の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年7月23日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約の対象となります。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

川崎市上下水道局公告第45号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度等々力水処理センター場内造園整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から平成31年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年7月10日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度マンホールポンプ設備更新実施設計委託その1
	履行場所	川崎市麻生区上麻生5-12-12地先ほか5箇所
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されている者。 (4) 平成15年度以降にマンホールポンプの新設又は改築に伴う実施設計（詳細設計）業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者 ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年7月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度高津区ほか在来管調査委託
	履 行 場 所	川崎市高津区、中原区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。 (4) 平成25年4月1日以降に契約した、下水道管きよの実施設計委託業務の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者を配置すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年7月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	工業用水道 川崎化成工業(株)千鳥工場No.1ほか2箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町1-2(川崎化成工業(株)千鳥工場No.1)ほか2箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されている者。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年7月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター建設土木その18工事
	履行場所	履川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年7月17日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	小杉陣屋町地区ほか下水枝線第3号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目、今井西町地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年7月17日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第48号

上下水道局用地(自動販売機設置)の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 一般競争入札に付する事項**(1) 件名**

上下水道局用地(自動販売機設置)一時貸付け

(2) 一時貸付物件名及び貸付所在地並びに台数別表のとおり**(3) 契約期間**

各一時貸付物件の契約期間は、契約日から平成35年9月30日までとします。

(4) 貸付期間

各一時貸付物件の貸付期間は、平成30年11月1日から平成35年9月30日までの59箇月となります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167

条の4第2項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第2条の規定に該当しないこと。**(3) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5により、貸付けが認められている法人であること。****(4) 国税及び地方税の未納がないこと。****(5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること(「5一般競争入札参加申込みに必要な書類」を参照。)****(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。****(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。****(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。**

(9) その他法令等の規定により、川崎市(上下水道局)との間で上下水道局用地(自動販売機設置)の一時貸付契約が出来ない者でないこと。

3 契約上の条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。

(2) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、「平成30年度一般競争入札による上下水道局用地(自動販売機設置)一時貸付けの入札説明書(以下「入札説明書」という。)」に定める条件及びその他法令等を遵守し、一時貸付物件を清涼飲料水の自動販売機の設置、清涼飲料水の販売、空き容器回収ボックスの設置等(以下「自動販売機設置運営事業」という。)の用途に供さなければなりません。また、借受人は、自動販売機設置運営事業を貸付期間中継続して行わなければなりません。

(3) 違約金

入札説明書の契約上の条件に違反した場合は、契約金額(貸付期間中の貸付金額の総額)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市(上下水道局)に支払わなければなりません。

(4) その他の条件

入札説明書によります。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

入札の参加を希望する者には、次のとおり入札説明書及び一般競争入札参加申込書等を交付します。

(1) 期間 平成30年6月26日から平成30年7月23日まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市上下水道局経営管理部管財課

(川崎市役所第2庁舎1階)

電話 044-200-3113・3114(直通)

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。

一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

(1) 場所 4(2)と同じ

(2) 期間 平成30年7月9日から平成30年7月23日ま

で(土曜日、日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成30年8月3日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、4(2)の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は10万円とし、指定の納入通知書にて平成30年8月24日までに納付してください。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者は、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

10 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

(1) 日時 平成30年8月27日 午前10時 入札開始

(2) 場所 川崎市上下水道局4階会議室

(川崎市役所第2庁舎内)

川崎市川崎区宮本町1番地

11 入札手続等

次により入札手続等を行います。

(1) 入札時に持参する書類

入札説明書によります。

(2) 入札方法

1(2)の一時貸付物件の入札に付すこととし、総価で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等の方法による入札は認めません。

(3) 落札者の決定方法

入札説明書に記載する最低制限価格以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

12 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約の締結期限

平成30年9月28日までに川崎市（上下水道局）と本件契約を締結しなければなりません。（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

(2) 契約保証金

契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の10分の1（円未満切り上げ）の額を納付することとします。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は、川崎市（上下水道局）に帰属することになりますので十分御注意ください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、4(2)の場所で閲覧できます。

13 貸付金額の納入期限日等

入札説明書によります。

14 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に係る電気を川崎市（上下水道局）の施設から受電する場合は、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、入札説明書により算定した額とし、各年度の電気料金相当額を当該年度末に納付していただきます。

15 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、4(2)に同じです。

別表

一時貸付物件名 (物件番号)	貸付所在地	台数
B	川崎市高津区久末637ほか6箇所	7
D	川崎市中原区市ノ坪565ほか7箇所	8
下1	川崎市川崎区塩浜3丁目24-12ほか5箇所	6

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月20日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

空調設備保守点検及び清掃業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜2-2-1ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年1月31日まで

(4) 業務概要

川崎市交通局の各営業所に設置されている空調設備を良好な状態で維持することを目的とし、夏季及び冬季のシーズン前に圧縮機及び送風機等の点検及び清掃を行うもの

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「空調・衛生設備保守点検」、地域区分「市内」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成25年4月1日以降に、空調設備保守点検業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の実績を証明する書類（契約書の写し等）

※ アの様式は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 担当 森

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年6月20日から平成30年6月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

※ 入札説明書は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年7月4日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 森山

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年7月11日 午前10時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月20日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見洋之

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

消防用設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

(4) 業務概要

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6に基づく、川崎市交通局各営業所等に設置されている消防用設備等の保守点検業務(詳細は仕様書による。)

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」、地域区分「市内」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 施設に設置されている消防用設備等の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務に従事させること。また、当該消防設備士との雇用関係があ

ること。

(5) 平成25年4月1日以降に、消防用設備保守点検業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の免状の写し及び雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)

ウ 2(5)の実績を証明する書類(契約書の写し等)

※ アの様式は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 担当 森

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年6月20日から平成30年6月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

※ 入札説明書は市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年7月4日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 森山

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年7月11日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)と同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第6号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年7月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 調達の名称

- (1) 軽油A (7～9月分) 予定数量 328キロリットル
- (2) 軽油B (7～9月分) 予定数量 458キロリットル
- (3) 軽油C (7～9月分) 予定数量 232キロリットル
- (4) 軽油D (7～9月分) 予定数量 526キロリットル
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月20日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 軽油A
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (2) 軽油B
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (3) 軽油C
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (4) 軽油D
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
- 5 落札金額
 - (1) 軽油A 101,300円 (1キロリットル当たり)
 - (2) 軽油B 101,300円 (1キロリットル当たり)
 - (3) 軽油C 100,800円 (1キロリットル当たり)
 - (4) 軽油D 101,800円 (1キロリットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年4月25日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第28号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年6月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書 (様式は病院局入札情報のページで取得できます。) により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室

(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、

最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院エネルギーサービス導入支援業務委託
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 (川崎市病院局) 川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「建築設計」
	地域区分	設定しません。
その他		同規模病院におけるエネルギーサービス(ESCO、ES、ESP等)導入支援等の実績を条件とする。具体的には、次のとおり。 1 600床以上の病院での実績 2 下記①～③のいずれかの実績 ①エネルギーサービス導入支援業務(導入可能性業務、選定支援業務) ②エネルギーサービス事業者 ③エネルギーセンター建設に関する設計業務 3 上記1及び2の要件をともに満たす実績が2件以上あること。ただし、うち1件は①エネルギーサービス導入支援の実績であること。 ※受託実績であり、契約期間中である場合も含む。 (参加申込時に上記実績があることがわかるような契約書等の写しなどを提出すること)
競争参加の申込	平成30年6月25日から平成30年7月3日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成30年7月11日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年7月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

- 1 調達の名称
川崎市立川崎病院で使用する電気の調達
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年6月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役 川崎 敏寛
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 契約金額
139,374,220円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成30年5月10日

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第18号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成30年6月26日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年7月3日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第1・2・3学習室
- 3 議 事
議案第23号 川崎市社会教育委員の委嘱等について
- 4 その他報告等

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第3号

平成30年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)

採用試験の実施について

平成30年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)採用試験を次のとおり行います。

平成30年6月20日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



平成30年度 川崎市職員採用試験受験案内 (高校卒程度等)

《高校卒程度》 行政事務・消防士
《資格免許職》 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職

川崎市人事委員会

《主な日程》

申 込 受 付 期 間	7月17日(火) 午前9時～8月10日(金) 午後5時 (受信有効)
申 込 方 法	電子申請のみ
受 験 票 等 発 行	9月6日(木) (予定)
第 1 次 試 験 日	平成30年9月23日(日) 【教養試験(行政事務・消防士)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)】 ※ 消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
第 1 次合格発表日	10月2日(火) 午前10時(予定) (消防士以外) 10月11日(木) 午前10時(予定) (消防士)
第 2 次 試 験 日	10月18日(木)～10月29日(月) (予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	11月15日(木) 午前10時 (予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
高校卒業程度	行政事務 本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応などの行政事務に従事します。	15名程度
	消防士 主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	10名程度
保育士	主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	若干名
栄養士	主に、保育所、市立病院等での栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所保健福祉センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名
臨床検査技師	主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名
学校栄養職	市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	10名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1) 年齢等

行政事務士 消防士	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	平成元年4月2日以降に生まれた人

(2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は平成31年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込みの方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
教養試験【行政事務・消防士】・総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月23日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)	次の会場のうちいずれかを受験 票で指定します。 (※受験票で指定した会場以外 での受験はできません。) 川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立川崎高等学校 (川崎市川崎区中島3-3-1) 市立幸高等学校 ※上履き持参 (川崎市幸区戸手本町1-150) 法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) 中原区役所 (川崎市中原区小杉町3-245)	9月28日(金) 午前10時(予定) 【消防士:体力検査対象者】 10月2日(火) 午前10時(予定) 【消防士以外:第1次試験合格】
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月23日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。ま た昼食休憩はありません。)		
体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
消防士	【体力検査】 10月4日(木)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区犬蔵1-10-2)	10月11日(木)午前10時(予定) 【消防士:第1次試験合格】

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
作文試験【行政事務・消防士】			
行政事務 消防士	10月18日(木)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
身体検査【消防士】			
消防士	10月18日(木)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
面接試験【全区分】			
全区分	【集団討論・個別面接】 10月23日(火)~10月29日(月) (予定)のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月15日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)提出していただきます(行政事務・消防士は10月18日(木)(予定)の作文試験の際に持参、保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職は10月10日(水)までに郵送(消印有効))。「面接カード」の様式は、第1次試験合格通知に同封(消防士は、体力検査の際に配布)いたしますので、消防士以外の区分の第1次試験合格者で、10月4日(木)までに第1次試験合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【行政事務・消防士】・総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】	
行政事務 消防士	【教養試験】<択一式 50問 120分> ※出題の程度は高校卒業程度のもので 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語、人文)、自然(数学、物理、化学、 生物、地学)、文章理解(現代文、古文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
保育士 栄養士 学校栄養職 臨床検査技師	【総合筆記試験】<択一式 60問 180分> ※出題の程度は短期大学卒業程度のもので ≪知能系(20問程度):各試験区分共通≫ 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 ≪知識系(40問程度):試験区分ごとに出题分野が異なります。≫ 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照
体力検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。

【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、 子どもの保健(精神保健を含む。)
栄養士 学校栄養職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、 臨床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。)

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

作文試験【行政事務・消防士】	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 <p style="text-align: right;"><800字以上、1,000字以内 60分></p>
身体検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価し ます。 【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価し ます。

(注)

教養試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成31年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、平成31年4月より前に採用されることもあります。
- 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた 適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

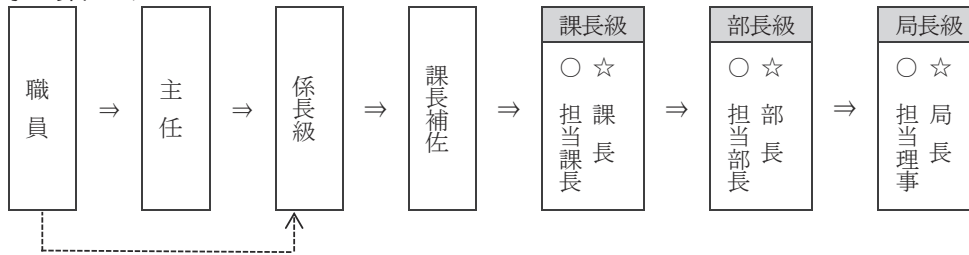
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

平成30年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
行政事務	165,880円 (179,220円)	① 初任給については、高校卒業後(行政事務・消防士)、又は免許取得後(保育士・栄養士・学校栄養職・臨床検査技師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.40月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高22,500円)等の諸手当が支給されます。
消防士	179,220円 (196,504円)	
保育士 栄養士 学校栄養職	179,220円 (205,204円)	
臨床検査技師	187,804円 (205,204円)	

(注)初任給の()書きは、行政事務、消防士については短大卒・高専卒者の場合、保育士、栄養士、学校栄養職、臨床検査技師については大学卒の場合の例です。

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成30年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成30年12月下旬以降に発送します。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(高校卒程度等)採用試験」→「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	平成30年7月17日(火) 午前9時～8月10日(金) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続にのみ使用します。
申込手順	(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。 (2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。) (3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。 (4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く)過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)
申込整理票と受験票の印刷	9月6日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(平成29年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行 政 事 務	20	191	152	—	76	25	6.1
消 防 士	5	127	94	32	23	6	15.7
保 育 士	若干名	91	60	—	12	4	15.0
栄 養 士	若干名	64	47	—	12	4	11.8
臨床検査技師	若干名	17	16	—	12	2	8.0
学 校 栄 養 職	15	120	98	—	34	11	8.9

川崎市人事委員会公告第4号

平成30年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)の実施について

平成30年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)を次のとおり行います。

平成30年6月20日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



平成30年度 身体障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内（第2回）

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	【電子申請】 7月17日(火) 午前9時～ 8月10日(金) 午後5時 (受信有効) 【郵 送】 7月17日(火)～ 8月7日(火) (消印有効)
申 込 方 法	電子申請又は郵送
受 験 票 等 発 行	9月6日(木) (予定)
第 1 次 選 考 日	平成30年9月23日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	10月2日(火) 午前10時(予定)
第 2 次 選 考 日	10月22日(月)、23日(火) のうち指定する1日【面接試験】
最終合格発表日	11月15日(木) 午前10時(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

※点字による受験ができます(詳しくはP. 5「◎ 受験上の配慮を希望する人へ」を参照してください。)

1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応などの行政事務に従事します。	10名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次の要件を全て満たす人

- 昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
- 身体障害者手帳の交付を受けている人

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場	合格発表日
9月23日(日) 集合時刻 午前9時45分 解散時刻 午後2時15分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理、国語) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、古文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 【50問120分】	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 (※受験票で指定した会場以外での受験はできません。)	10月2日(火) 午前10時(予定) 【第1次選考合格】
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【800字以上、1,000字以内60分】	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立川崎高等学校 (川崎市川崎区中島3-3-1) 市立幸高等学校※上履き持参 (川崎市幸区戸手本町1-150) 法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) 中原区役所 (川崎市中原区小杉町3-245)	
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
10月22日(月)、 23日(火)のうち 指定する1日	個別面接	個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。【30分程度】	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月15日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 受験に際しては、申込整理票及び受験票(郵送申込の場合は受験票のみ)、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、身体障害者手帳、昼食を持参してください。
- 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 選考会場への問い合わせは禁止します。また、選考会場への自動車の乗り入れは、自動車でなければ選考会場に来られない方だけにしてください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、申込書の裏面に記載してください。
- 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題については、P.5「9 その他」を参照してください。
- 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを、10月10日(水)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、10月4日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成31年4月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

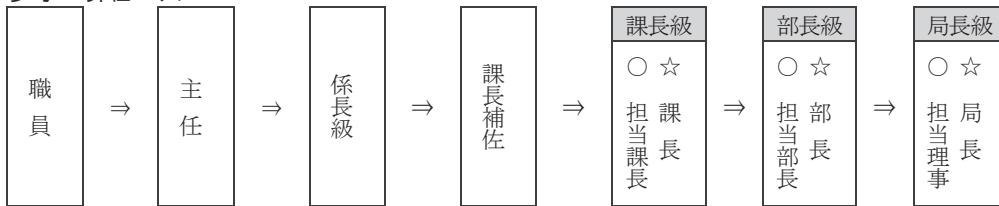
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



- ※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。
- ※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

6 給与等

(1) 給与(初任給)

平成30年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大学院 修士課程修了者	222,604円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.40月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高22,500円)等の諸手当が支給されます。
大学卒	205,204円	
短大卒	179,220円	
高校卒	165,880円	

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成30年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り、電話等は不可。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、 下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇 月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) ＜参考＞第2次選考配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成30年12月下旬以降に発送します。

8 申込方法等

受験申込は、電子申請(インターネット)又は郵送で行ってください。

(1) 電子申請(インターネット)による申込方法(推奨)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「電子申請による採用試験申込方法(身体障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	平成30年7月17日(火) 午前9時～8月10日(金) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いませんので、期限までに余裕を持ってお申込ください。
申込手順	<p>(1)「<u>ネット窓口かわさき(電子申請サービス)</u>」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(利用者登録編)</u>」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。 「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「<u>審査結果通知</u>」及び「<u>到達メール</u>」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(身体障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)</u>」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力には、誤りがないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>

申込整理票と受験票の印刷	9月6日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次選考日当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。
--------------	---

(2) 郵送による申込方法(持参による受付は行いません。)

申込受付期間	平成30年7月17日(火) ～ 8月7日(火) (消印有効) ※申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申 込 方 法	封筒の表に「身体障害者採用選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申 込 書 の 郵 送 先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課
提 出 書 類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。 (2) 62円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。
受験票の交付	9月6日(木)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、第1次選考日当日必ず持参してください。 なお、9月10日(月)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- この選考については、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択(郵送申込の場合は申込書の点字受験欄に○印を記入)の上、お申込みください。
- 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、その他受験に際して特に配慮を希望する人は、電子申請の際にコード選択又は入力(郵送申込の場合は申込書の裏面に必ず必要事項を記入)してください。

9 その他

- 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。インターネットを利用できない場合は、返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒)及び身体障害者採用選考の問題例等を請求する旨を書いたメモを同封し、次の住所宛て請求してください。印刷したものを送付します。
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
- 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用手続きにのみ使用します。

◎ 実施結果(参考)

平成29年度身体障害者を対象とした採用選考(第2回)実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行 政 事 務	10	32	27	17	6	4.5

平成30年度身体障害者を対象とした採用選考(第1回)実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行 政 事 務	5	17	13	4	3.3

《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。コード番号は下のコード表を見て記入してください。

- ① 性別: 該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日: 1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、()内には西暦を記入してください。
(記入例)平成9年4月1日生まれ
- ③ 年齢: 平成31年4月1日現在の年齢を記入してください。
(記入例)22歳
- ④ 氏名: カタカナは、濁点「°」、半濁点「°」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先: 受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号: 電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴: 最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、平成31年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、**2年以上のもの**を記入してください。
(記入例)〇〇大学法学部法律学科に平成27年4月に入学し、平成31年3月に卒業見込
△△高校普通科に平成24年4月に入学し、平成27年3月に卒業した場合
- ⑧ アンケート: 次のアンケートは、今後の職員採用の広報等の参考としますので、御協力をお願いします。回答はコード表を見て記入してください。なお、このアンケートは合否には一切関係ありません。
(ア) アンケート1: この選考があることをどの方法で知りましたか。(複数回答可)
(記入例)学校と川崎市ホームページ
(イ) アンケート2: 他の公務員、民間企業等への併願状況(予定を含む。)について、川崎市を除いた志望順に左から記入してください。
(記入例)第1志望: 国家公務員、第2志望: 民間企業
- ⑨ 点字受験: 点字受験を希望する場合、○印を記入してください。
- ⑩ 身体障害者手帳: 手帳の記載内容を記入してください。**障害名は、手帳の記載どおり**に記入してください。障害区分は、主な障害についてコード表を見て記入してください。
(記入例)〇〇による左下肢機能障害5級(肢体不自由)
- ⑪ 署名欄: 記載内容を確認の上、必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。

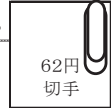
(コード表)

最終学歴		アンケート						障害区分(注)	
区 分		アンケート1			アンケート2				
大 学 院	1	学 校	01	国 家	01	視 覚	01		
大 学	2	知 人・友 人	02	東 京 都	02				
短 大	3	市 政 だ よ り	03	神 奈 川 県	03	聴 覚・平 衡 機 能	02		
高 専	4	川 崎 市 ホ ー ム ペ ー ジ	04	そ の 他 道 府 県	04				
専 修 学 校 等	5	就 職 情 報 サ イ ト	05	横 浜 市	05	音 声・言 語・	03		
高 校	6	採 用 案 内	06	相 模 原 市	06	そ し ゃ く 機 能			
中 学 校	7	受 験 雑 誌	07	特 別 区	07				
		説 明 会	08	そ の 他 市 町 村	08	肢 体 不 自 由	04		
		そ の 他	09	そ の 他 の 公 務 員	09				
				民 間 企 業	10	内 部 障 害	05		
				進 学	11				
				併 願 な し	12				

(注) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害、その他政令で定める障害については「内部障害(コード05)」を記入してください。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



平成30年度 身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

① ② ③

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
身体障害者	0 5	行政事務	0 1		
性別 (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (平成31年4月1日現在)
① ② ③ 男・女	昭和(平成)	0 9	(1 9 9 7)	0 4 0 1	満 2 2 歳

④

氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください

カワサキ ジロウ

⑤

氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください

川崎 次郎

受験票・合格通知等送付先 (郵便番号) (「都道府県」及び「郡・市町村・区」)

2 1 0 - 0 0 0 4 神奈川県川崎市川崎区

(「町・字名」及び「番地」) (「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)

宮本町1-2-3 砂子平沼ビル401号室

⑥

現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。

電話番号 (自宅) (携 帯) (緊急連絡先)

044-200-XXXX 090-1234-XXXX 連絡先名 父 090-5678-XXXX

⑦

最終学歴 (学校名) (区分) ※(学校コード) (学 部) (学科・専攻)

〇〇大学 2 法学部 法律学科

平成 2 7 年 0 4 月 入学 平成 3 1 年 0 3 月 卒業 (卒業見込)

⑧

その前の学歴 (学校名) (学 部) (学科・専攻)

△△高等学校 普通科

平成 2 4 年 0 4 月 入学 平成 2 7 年 0 3 月 卒業

⑨

アンケート1 アンケート2

0 1 0 4 0 1 1 0

点字受験 (点字希望者のみ○を記入)

⑩

身体障害者手帳

(交付機関名) (交付番号) (交付年月日)

川崎 都道府県(市) 第〇〇××号 昭和(平成) 2 4 年 0 8 月 0 1 日

(障害名) (障害の等級) (再交付年月日) (障害区分)

〇〇による左下肢機能障害 5 級 昭和・平成 年 月 日 0 4

⑪

私は、平成30年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内(第2回)の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

平成 3 0 年 7 月 1 7 日 氏名 川崎 次郎 (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



平成30年度 身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別		(コード)		試験区分		(コード)		※ 受験番号		この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 縦4cm×横3cm 上半身、正面向き、脱帽 3箇月以内撮影 写真裏面に氏名を記入すること								
身体障害者		0 5		行政事務		0 1												
性別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)						年齢 (平成31年4月1日現在)											
① ② ③ 男・女	元号	年		月	日	満	歳											
④ 男	昭和	平成	0	9	(1	9	9	7)	0	4	0	1	満	2	2	歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください																		
④ カワサキ ジロウ																		
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください																		
⑤ 川崎 次郎																		
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)						("都道府県)及び("郡・市町村・区)												
⑥ 2 1 0 - 0 0 0 4						神奈川県川崎市川崎区												
("町・字名)及び("番地)						("マンション・アパート名)、「室番号」、「方書」等)												
⑦ 宮本町1-2-3						砂子平沼ビル401号室												
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。																		
-																		
電話番号(自宅)			(携 帯)			連絡先名												
⑥ 044-200-XXXX			090-1234-XXXX			父												
緊急連絡先			090-5678-XXXX															
最終学歴(学校名)			(区分)	※(学校コード)		(学 部)		(学科・専攻)										
⑦ ○○大学			2			法学部		法律学科										
平成	2	7	年	0	4	月	入学	平成	3	1	年	0	3	月	卒業	卒業見込		
その前の学歴(学校名)						(学 部)		(学科・専攻)										
⑧ △△高等学校								普通科										
平成	2	4	年	0	4	月	入学	平成	2	7	年	0	3	月	卒業			
アンケート1			アンケート2			点字受験												
⑧ 0 1 0 4			0 1 1 0			(点字希望者のみ○を記入)												
⑨ 身体障害者手帳	(交付機関名)		(交付番号)		(交付年月日)													
	川崎 都道府県(市)		第○○××号		昭和(平成) 24年 08月 01日													
	(障害名)		(障害の等級)		(再交付年月日)													
⑩ ○○による左下肢機能障害		5 級		昭和・平成 年 月 日														
				0 4														
私は、平成30年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内(第2回)の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。																		
⑪ 平成 30年 7月 17日 氏名 川崎 次郎 (必ず自署してください。)																		

裏面も必ず記入してください。

平成30年度 身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること		
身体障害者	0 5	行政事務	0 1				
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年 齢 (平成31年4月1日現在)			
男・女	元号	年	月	日	満 歳		
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください							
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください							
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			("都道府県)及び("郡・市町村・区")				
("町・字名"及び"番地")			("マンション・アパート名)、「室番号」、「方書」等)				
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。							
電話番号 (自宅)		(携 帯)		緊急連絡先			
— —		— —		連絡先名 — —			
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)		
平成	年	月	入学	平成	年	月	卒業・卒業見込
その前の学歴 (学校名)			(学 部)		(学科・専攻)		
平成	年	月	入学	平成	年	月	卒業
アンケート1		アンケート2		点字受験 (点字希望者のみ○を記入)			
身体障害者手帳	(交付機関名)		(交付番号)	(交付年月日)			
	都道府県(市)		第 号	昭和・平成	年	月	日
(障 害 名)		(障害の等級)		(再交付年月日)			(障害区分)
		級		昭和・平成	年	月	日

私は、平成30年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内(第2回)の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

平成 年 月 日 氏名 _____ (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

該当する項目を○で囲み、必要に応じて具体的に記入してください。
選考準備のため、希望する配慮内容を記入又は該当する箇所を○で囲んでください。
点字による受験を希望する人は、表面の点字受験欄に○を記入してください。

1 選考当日、補装具等の使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する

※ 上記(2)の人で使用する補装具等について

- (ア) ルーペ (イ) 補聴器
(ウ) 電動タイプライター(カナタイプライターは使用できません。)
(エ) ワークプロ又はノートPC
(上肢機能等の障害により筆記が困難な人に限ります。)
(オ) 点字器 (カ) 点字タイプライター
(キ) その他 ()
(上記以外の補装具等の使用を希望する人は具体的に記入してください。)

2 会場での車椅子使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する

※ 上記(2)の人で机の調整について(教養・作文試験時)

- (ア) 不要 (イ) 必要

3 手話通訳者について(面接試験時)

- (1) 必要ない (2) 必要とする

4 駐車場の利用について

- (1) 利用しない (2) 利用する
(車種)
(ナンバー)

※ 駐車場の台数に限りがありますので、自動車でなければ選考会場に来られない人だけ利用するようにしてください。

5 付添いの人について(待合室はありません。)

- (1) 来ない (2) 来る

6 その他、特記事項があれば記入してください。

※ 通常の机、椅子等の使用による受験に支障のある人は、あらかじめ人事委員会事務局任用課まで申出てください。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第63号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成30年6月15日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第64号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第2期	平成30年7月3日 (第2期分)	計26件
平成 30年度	介護 保険料	第1期	平成30年7月3日 (第1期分)	計3件
平成 30年度	介護 保険料	4月 過年度 随時分	平成30年7月3日 (4月過年度随時分)	計1件
平成 29年度	介護 保険料	第12期	平成30年7月3日 (第12期分)	計2件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第65号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年7月3日 (第10期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	過随4月	平成30年7月3日 (過随4月)	計1件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第66号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成30年7月3日(第8期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成30年7月3日(第9期分)	計7件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成30年7月3日(第10期分)	計15件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第67号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過随4月	平成30年7月3日(過随4月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期	平成30年7月3日(第10期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年7月3日(第9期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成30年7月3日(第3期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第68号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年6月27日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついで裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。(別紙省略)

川崎市川崎区公告第69号

次の介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月29日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第24号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期	平成30年7月3日(第12期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第25号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年7月3日 (第期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年7月3日 (第期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年7月3日 (第期分)	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年7月3日 (第期分)	計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	第5期	平成30年7月3日 (第期分)	計4件
平成 29年度	国民健康 保険料	第6期	平成30年7月3日 (第期分)	計6件
平成 29年度	国民健康 保険料	第7期	平成30年7月3日 (第期分)	計6件
平成 29年度	国民健康 保険料	第8期	平成30年7月3日 (第期分)	計7件
平成 29年度	国民健康 保険料	第9期	平成30年7月3日 (第期分)	計9件
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年7月3日 (第期分)	計14件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第37号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	4月期	平成30年7月3日	計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年7月3日	計10件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第38号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	介護保険料	第12期		計2件
平成 30年度	介護保険料	第1期		計6件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第39号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	平成30年7月3日	計2件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第38号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年6月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手しうる日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	平成30年7月3日 (第7期分)	計1件
平成29年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	平成30年7月3日 (第8期分)	計1件
平成29年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	平成30年7月3日 (第9期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第39号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康 保険料	過随7月 分	平成30年7月3日 (過随7月分)	計1件
平成29年度	国民健康 保険料	第5期分	平成30年7月3日 (第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康 保険料	第6期分	平成30年7月3日 (第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康 保険料	第7期分	平成30年7月3日 (第7期分)	計2件
平成29年度	国民健康 保険料	第8期分	平成30年7月3日 (第8期分)	計4件
平成29年度	国民健康 保険料	第9期分	平成30年7月3日 (第9期分)	計6件
平成29年度	国民健康 保険料	第10期分	平成30年7月3日 (第10期分)	計7件
平成30年度	国民健康 保険料	過随 4月分	平成30年7月3日 (過随4月分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第40号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第2期 分	平成30年7月3日 (第2期分)	計13件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第40号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年6月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康 保険料	第8期	平成30年7月3日	計2件
平成29年度	国民健康 保険料	第9期	平成30年7月3日	計4件
平成29年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年7月3日	計13件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第41号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 6月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期	平成30年7月1日	計1件
平成30年度	介護保険料	第1期	平成30年7月1日	計1件
平成30年度	介護保険料	第2期	平成30年7月1日	計1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第49号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 6月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	過年4月分	平成30年7月3日	1件
平成30年度	介護保険料	第1期	平成30年7月3日	6件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第50号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 6月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成30年度				計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第35号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 6月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過随4月	平成30年7月3日 (過随4月)	計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第36号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 6月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 6月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第1期	平成30年7月3日 (第1期分)	計7件

(別紙省略)

--	--